

令和6年度第2回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会

日時 令和7年1月14日（火）午後2時00分～4時00分

場所 横浜市役所 18階会議室（みなと6・7）

次 第

1 開会

2 協議事項

- （1）横浜市福祉有償移動サービス運営指針の改定 【資料1-1～2】
- （2）道路運送法第79条新規登録申請に係る協議（4団体） 【資料2、資料3-1～4】
- （3）道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議（7団体） 【資料4、資料5-1～7】
- （4）道路運送法第79条登録団体の変更登録申請に係る協議（2団体） 【資料6-1～2】
- （5）道路運送法第79条登録団体の複数乗車の必要性の協議（1団体） 【資料7、資料8】
- （6）道路運送法第79条更新登録団体申請に係る協議（8団体）
【資料9、資料10、資料11-1～8】

3 報告事項

- （1）道路運送法第79条登録団体の変更報告 【資料12】
- （2）事故報告について（1団体） 【資料13】
- （3）行政処分等に係る通知の報告（1団体） 【資料14-1～2】
- （4）福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について 【資料15】
- （5）横浜市福祉有償移動サービス実施団体担当者研修について 【資料16】
- （6）地域支え合いドライバー支援講習について（都市整備局） 【資料17】
- （7）地域公共交通計画（素案）の意見募集について（都市整備局） 【資料18】
- （8）令和6年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録 【資料19】

次回、令和7年第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会は、令和7年6月頃開催を予定しています。

横浜市福祉有償移動サービス運営協議会 委員名簿

任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日

	選出分野	団体等	氏名（敬称略）
1	横浜市健康福祉局の職員	地域福祉保健部長	タカギ ミ キ 高木 美岐
2	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	神奈川県個人タクシー協会 理事長	カドタニ マコト 門谷 真人
3		一般社団法人神奈川県タクシー協会 常任理事	フジイ カイヂロウ 藤井 嘉一郎
4	住民又は旅客	青葉区介護者の会 介護者サポート「ほっと青葉」代表	アモハラ ユミコ 梅原 由美子
5		特定非営利活動法人神奈川県難病団体連絡協議会	ヤムラ マサヨシ 矢村 正義
6		横浜市中心障害児者を守る会連盟 副代表幹事	クマザカ ヤスシ 熊坂 康
7		公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会	シライシ ユキオ 白石 幸男
8		特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会 副理事長	クラサワ マサエ 倉澤 政江
9	国土交通省地方運輸支局の職員	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局 首席運輸企画専門官	モリノカ フナシゲウ 森下 文章
10	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	全神奈川ハイタク労働組合連絡会議 議長	ミズノ キヨシ 水野 潔
11	市内において、現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会 理事長	ハットリ カズヒロ 服部 一弘
12	学識経験のある者	学校法人愛知東邦大学人間健康学部	ニシオ アブシ 西尾 敦史
13	地域のケアマネジャーや保健師等の有資格者	一般社団法人横浜市介護支援専門員協議会	スズモト マサル 鈴木 勝
14		横浜市能見台地域ケアプラザ 看護師	ミヤコシ シホ 宮越 志保
15	ボランティア団体に所属する者	認定特定非営利活動法人市民セクターよこはま 理事	スズキ タカコ 鈴木 智香子

【資料 1－1】

1 改正の概要

現行の制度・運用に基づく内容を記載するため、横浜市福祉有償移動サービス運営指針の内容を一部変更します。

2 新旧対照表

旧	新
11 管理運営体制の確保について 実施主体においては、輸送の安全及び旅客の利便を確保するため、以下の措置が取られていることを要するものとし、書面をもって横浜市運営協議会で確認を行う。 (略) (8) 次の事項については、実施主体において実施するものとする。 ア 運転者に対し、安全運転を行うことのできないおそれの有無を確認し、安全確保のための必要な指示を与えた記録を行い、保存すること。 イ 乗務記録を作成し、保存すること。 ウ 運転者台帳を作成し、事務所に備え置くこと。 <u>エ 運転者証を作成し、併せて料金表（旅客から収受する対価）を旅客に見やすいように車内に掲示すること。</u> オ 事故及び苦情が発生した場合、その記録を行い、保存すること。 カ 福祉有償移動サービスを行う場合、車両に国通知で定める表示を行うこと。 キ 福祉有償移動サービスを行う場合、登録証の写しを車両に備え置くこと。	11 管理運営体制の確保について 実施主体においては、輸送の安全及び旅客の利便を確保するため、以下の措置が取られていることを要するものとし、書面をもって横浜市運営協議会で確認を行う。 (略) (8) 次の事項については、実施主体において実施するものとする。 ア 運転者に対し、安全運転を行うことのできないおそれの有無を確認し、安全確保のための必要な指示を与えた記録を行い、保存すること。 イ 乗務記録を作成し、保存すること。 ウ 運転者台帳を作成し、事務所に備え置くこと。 <u>エ 自家用有償旅客運送を行う自動車の車内には、自家用有償旅客運送者（運送の実施団体）の名称を表示する必要があるとともに料金表及び自動車登録番号（ナンバー）を旅客に見やすいよう表示すること。</u> オ 事故及び苦情が発生した場合、その記録を行い、保存すること。 カ 福祉有償移動サービスを行う場合、車両に国通知で定める表示を行うこと。 キ 福祉有償移動サービスを行う場合、登録証の写しを車両に備え置くこと。

別紙 ●福祉有償移動サービスの対価の変更に必要な書類 □横浜市あて申請書類（横浜様式5） □利用料金一覧（書式例1）	別紙 ●福祉有償移動サービスの対価の変更に必要な書類 □横浜市あて申請書類（横浜様式5） □利用料金一覧（書式例1） □利用料金新旧対照表（書式例4）
【軽微な事項の変更等を行った際に提出する書類】 ●法人（事務所含む）の名称、住所、代表者の変更に必要な書類※変更した項目の該当する書類のみ提出 □横浜市あて申請書（横浜様式6） □登録事項変更届出書（様式第2－4号） □宣誓書（様式第3号）※法人住所・法人代表者の変更 □運行管理責任者就任承諾書（様式第5号）※事業所を新設する場合 □運行管理の体制等を記載した書類（様式第6号）※事業所を新設する場合	【軽微な事項の変更等を行った際に提出する書類】 ●法人（事務所含む）の名称、住所、代表者の変更に必要な書類※変更した項目の該当する書類のみ提出 □横浜市あて申請書（横浜様式6） □登録事項変更届出書（様式第2－4号） □<u>登記簿謄本（原本）※法人住所・代表者の変更）</u> □宣誓書（様式第3号）※法人住所・法人代表者の変更 □運行管理責任者就任承諾書（様式第5号）※事業所を新設する場合 □運行管理の体制等を記載した書類（様式第6号）※事業所を新設する場合

【資料 1-2】

横浜市福祉有償移動サービス運営指針

平成 16 年 11 月 29 日 横浜市福祉有償移動サービス運営協議会
最近改正 令和 7 年 1 月 日 横浜市福祉有償移動サービス運営協議会

1 目的

本指針は、特定非営利活動法人等による有償のボランティア移動サービス（道路運送法施行規則第 51 条に規定する福祉有償運送、以下「福祉有償移動サービス」という。）に係る道路運送法（昭和 26 年 6 月 1 日法律第 183 号）第 79 条による登録（以下「79 条登録」という。）に先立ち必要とされる、横浜市福祉有償移動サービス運営協議会（以下「横浜市運営協議会」という。）における協議事項に関する方針を定めることで、登録申請団体からの協議を円滑に行うことを目的とする。

2 実施主体

公共交通機関の利用による移動が困難な者を対象として、福祉有償移動サービスを実施しようとする団体（以下「実施主体」という。）は、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会、労働者協同組合、営利を目的としない法人格を有しない団体（自治会・町内会等）のいずれかであることを条件とする。

79 条登録を受けたとみなされる実施主体においては、従前のとおりとする。

3 横浜市と実施主体間での事前調整

実施主体は、登録申請に伴い提出すべき書類の一切を事前に用意し、横浜市運営協議会を主宰する横浜市に対して提出しなければならない。{横浜様式 1（更新登録申請の場合は横浜様式 2）及び別紙に定める様式等} また、事業者協力型自家用有償旅客運送を行おうとするときは、協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所を登録申請書に記載しなければならない。

運送の区域に横浜市を追加する場合の変更登録申請も同様とする。{横浜様式 3 及び別紙に定める様式等}

4 対象者

（1）対象者の範囲

福祉有償移動サービスの対象者は、あらかじめ会員として登録された次に掲げる者及びその介助者・付添人、又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者であって、規定するイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの区分のうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって、

イ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条に規定する身体障害者

ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 5 条に規定する精神障害者

ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 2 条第 4 号に規定する知的障害者

ニ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者

ホ 介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者

ヘ 介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号の基準（基本チェックリスト：平成 27 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 197 号）に 該当する者

ト その他肢体不自由、内部障害、精神障害、知的障害、難病（障害者総合支援法で定める疾病）、その他の障害（自閉症、学習障害などの発達障害等）を有する者

（2）対象者の判断

前項ロ、ハ、ホ、ヘ及びトに規定する対象者に福祉有償移動サービスを提供する場合については、実施主体において、介護保険被保険者証又はその障害又は疾病を証する書類（愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳のほか、難病患者にあっては公費負担助成決定通知等の写し、あるいは診断書等）を添付した会員名簿を用意するとともに、横浜市が対象者の移動制約状況等を確認するものとする。

実施主体においては、会員の氏名、住所、年齢及び移動上の制約状況、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理するものとする。

なお、実施主体は、横浜市及び横浜市運営協議会から会員登録簿の閲覧の要求があった場合には、閲覧に応じなければならないものとする。

5 運送の区域

福祉有償移動サービスの発地又は着地のいずれかが横浜市内にあることを要するものとする。

なお、『自宅→市外病院 1→市外病院 2』、または『市外病院 1→市外病院 2→自宅』といったサービスの場合は、一連のサービスとして計画されたものであれば実施可能とする。

また、サービス全体が市外で提供されるものは、横浜市運営協議会の協議対象とはならない。別途当該市町村運営協議会に協議すべきものとなる。

6 複数乗車

福祉有償移動サービスは、透析患者の透析のための輸送、身体障害者、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であって横浜市運営協議会が必要と認めた場合には、1 回の運行で複数の旅客を運送すること（以下、「複数乗車」という。）ができるものとする。

7 使用車両

（1）車両の種類

福祉有償移動サービスにあっては、次の設備を有する車両（乗車定員 11 人未満の自動車であって、福祉有償運送を実施する間、申請者が使用権原を有するものに限る。）を使用するものとする。

ア 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車

イ 車椅子車：車椅子の利用者が車椅子のまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車

ウ 兼用車：ストレッチャー及び車椅子の双方に対応した自動車

エ 回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車

オ セダン等

なお、運行委託先の事業者が保有する事業用自動車の持込みは、以下に留意して行うものとする。

ア 運送事業における事業計画及び運行計画に定めるところに従い行う業務に支障の

ない範囲であること。

イ 自家用自動車を使用して行う自家用有償旅客運送を補完するものであること。

(2) 福祉車両の必要性の有無等

実施主体が、オに該当する車両のみで福祉有償移動サービスを行う場合においては、横浜市が利用者及び利用者に対応した福祉車両の必要性の有無等について確認を行い、横浜市運営協議会で報告を行う。

なお、上記については、メーカー装備を基本とし、各実施主体において同様の設備を独自に施している場合には、車検完了を条件に横浜市運営協議会の中で判断するものとする。

(3) 使用権原

使用する車両の使用権原（所有権、貸借権等の使用権）は、実施主体が有するものとする。

運転者として協力する者が自己の車両を持ち込み、福祉有償移動サービスの提供を行う場合は、その車両の使用について実施主体との間に使用貸借等の契約を交わし、その契約書を添付して協議を受けるものとする。

なお、当該契約には、福祉有償移動サービスの管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について実施主体が責任の一切を負うことが明確に記されている必要がある。

また、利用者に対しては、事故発生時及び苦情の対応に係る実施主体の責任者及び連絡先がわかるよう表示する必要がある。

(4) 使用権原を証する書類の保存

実施団体は、使用権原を証する書類として、下記の書類を整え、保存しなければならない。

ア 自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧（参考様式第イ号）

イ 自動車検査証

ウ 福祉有償運送に係る自家用自動車の提供と使用に関する契約書等

8 運転者

(1) 運転者の要件

運転者は、道路交通法に規定する第二種運転免許を取得している者、又は道路交通法に規定する第一種運転免許を取得しており、かつ、その効力が申請から過去2年間において停止されていない者であって、次に掲げるいずれかの要件を備えている者とする。

ア 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。

イ アに掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

（例：ケア輸送サービス従事者研修）

(2) セダン型車両を運転する場合の要件

福祉車両以外の自動車（セダン型車両）を使用して福祉有償移動サービスを行う場合、運転者は前項に規定する要件に加え、次に掲げる要件のいずれかを備える者又は同様の要件を備えた者が同乗しなければならない。

ア 社会福祉士及び介護福祉士法に規定する介護福祉士の登録を受けていること。

イ 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。

ウ ア及びイに掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること（例：ケア輸送サービス従事者研修）。

(3) 運転免許の効力が停止されていないことを証する書類の提出

運転者は、運転記録証明書を実施主体に提出し、実施主体が協議の際に運転者名簿と合わせて横浜市に提出するものとする。

(4) 受講修了を証明する書類の写しの提出

修了証等受講修了を証明する書類の写しを協議の際に提出するものとする。

なお、実施主体は、運転者氏名、住所、自動車免許の種別及びその他必要な事項を記入した運転者名簿を作成し、適切に管理するものとする。

(5) 運転者名簿の閲覧

実施主体は、横浜市及び横浜市運営協議会から運転者名簿の閲覧の要求があった場合には、閲覧に応じなければならないものとする。

(6) 事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合に当たっての書類提出

事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあっては、(3) 及び (4) に掲げる書類について、様式第5号に定める宣誓書をもって代えることができる。

9 損害賠償措置

(1) 任意保険等への加入

福祉有償移動サービスに使用する車両全てに、以下の要件を全て満たす任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していなければならない。

ア 対人無制限及び対物 1,000 万円以上（免責額を除く。）であること。

イ 運転者の法令違反が原因の事故について補償が免責となっていないこと。

ウ 保険期間中の保険金支払額に制限がないこと。

エ 賠償額に対する一定割合の負担額その他の負担額のないものであること。

(2) 使用貸借契約書等による確認

運転者として協力する者の持ち込み車両については、加入する任意保険等が、福祉有償移動サービス提供時の事故等を補償措置の対象としない場合も想定されることから、実施主体に責任があることを踏まえ、確実にサービス提供時の補償が確保されていることが必要である。

実施主体は、使用貸借契約書等にて上記要件を確認するものとする。

10 福祉有償移動サービスの対価

福祉有償移動サービスの対価については、国通達に定める運送の対価（距離制、時間制、定額制運賃）と運送の対価以外の対価（迎車料、待機料、その他の料金）のともに実費の範囲内であり、かつ営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることを原則とする。

対価の算定方法については、合理的な方法により定められ、利用者にとっても明確であることを必要とする。

(1) 運送の対価

距離制、時間制、定額制のいずれの方法も選択しうるが、それぞれ横浜市を交通圏域として設定されるタクシー料金の約8割であること。

(2) 運送の対価以外の対価

ア 迎車料及び待機料については、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内であること。

イ その他の料金（介助料、添乗料、ストレッチャー・車椅子使用料等）については、その金額が、提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス

等と比較し、高額でないと認められる範囲内であること。

ウ 団体の会費については、原則対価には含めないものとする。

(3) 対価の設定方法

運送の対価の算定にあたっては、走行メーターの設置による方式や、事前に発地から目的地までの距離について、市販の地図検索ソフト等の利用による距離を算出することや、実走時のトリップメーターにより算出するなど、明確かつ合理的な距離を提示して行うこと。

介助料、添乗料、ストレッチャー・車椅子使用料等については、事前にサービス内容、金額を利用者に説明するとともに、利用者にとって明確かつ合理的な内容でなければならない。

運送の対価がタクシー料金の約8割を超える場合には、実施主体は運送の対価の設定の理由、運送の対価が実費の範囲内であり、かつ営利を目的としていると認められない妥当な範囲内となる根拠を示し、個別に横浜市運営協議会において協議を行うものとする。

(4) 複数乗車における対価

複数乗車の対価については、旅客1人ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、自動車の最大乗車定員又は平均乗車人数（平均乗車人員が算出できる場合）で走行した場合における対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して約8割であること。

(5) 福祉有償移動サービスの対価の変更

福祉有償移動サービスの対価の変更を行おうとする場合、実施主体は、横浜市運営協議会において協議を行う必要があるため、横浜市に対して料金の変更案を提出しなければならない。〔横浜様式5及び別紙に定める書類〕

11 管理運営体制の確保について

実施主体においては、輸送の安全及び旅客の利便を確保するため、以下の措置が取られていることを要するものとし、書面をもって横浜市運営協議会で確認を行う。

- (1) 7に規定する福祉有償移動サービスに必要な自動車の保有がなされていること。
- (2) 8に規定する運転者その他の乗務員の確保がなされていること。
- (3) 運行管理責任者が選任されており、運行管理体制の整備がなされていること。なお、事業者協力型自家用有償旅客運送にあっては、運上管理の責任者は当該協力事業者の運行管理者でなければならないものとする。
- (4) 自動車を5台以上（持ち込み車両含む。）管理する事務所（以下、「特定事務所」という。）の場合、事務所ごとに次の要件のいずれかを満たす運行管理責任者が必要数選任されていること。

ア 運行管理者資格証の交付を受けた者

イ 自動車事故対策機構が実施する運行管理者基礎講習を受講した者

ウ 安全運転管理者等の要件を備える者

エ 国土交通大臣がイ又はウと同等以上の能力を有すると認める者

なお、アについては、車両数が39台までは1人、79台までは2人必要（以降40台ごとに1人必要）とし、イ～エについては、車両数が19台までは1人、39台までは2人必要（以降20台ごとに1人必要）とする。

また、特定事務所における運行管理の責任者は、国土交通大臣が定める講習（運行管理者講習（一般講習・旅客））を2年ごとに受講しなければならない。

- (5) 整備管理体制の整備がなされていること。なお、事業者協力型自家用有償旅客運送にあつては、整備管理の責任者は当該協力事業者が選任する者でなければならないものとする。
- (6) 事故が発生した場合の対応に係る責任者が選任されており、かつ、連絡体制の整備がなされていること。なお、運行に関する委託を行っている場合にあつては、委託先も含めた連絡体制の整備を求めるものとする。
- (7) 9に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置がなされていること。
- (8) 次の事項については、実施主体において実施するものとする。
- ア 運転者に対し、安全運転を行うことのできないおそれの有無を確認し、安全確保のための必要な指示を与えた記録を行い、保存すること。
 - イ 乗務記録を作成し、保存すること。
 - ウ 運転者台帳を作成し、事務所に備え置くこと。
 - エ 自家用有償旅客運送を行う自動車の車内には、自家用有償旅客運送者（運送の実施団体）の名称を表示する必要があるとともに料金表及び自動車登録番号（ナンバー）を旅客に見やすいよう表示すること。
 - オ 事故及び苦情が発生した場合、その記録を行い、保存すること。
 - カ 福祉有償移動サービスを行う場合、車両に国通知で定める表示を行うこと。
 - キ 福祉有償移動サービスを行う場合、登録証の写しを車両に備え置くこと。
- (9) 変更登録の申請について
- 以下に掲げる事項を変更しようとする場合は、変更登録の申請（様式第2－3号）及び別紙に定める書類を添付し、横浜市運営協議会を主宰する横浜市に対して提出しなければならない。
- ア 運送の区域の拡大又は変更
 - イ 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別の変更
 - ウ 旅客の範囲の変更（旅客の範囲の拡大）
- (10) 軽微な事項の変更の届出等
- 登録後、次の事項を変更したときは、30日以内に届け出るものとする。〔横浜様式6及び別紙に定める様式等〕
- ア 法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - イ 運送の区域が減少する場合（横浜市での運送を廃止するが、県内の他市町村では引き続き運送を行う場合）
 - ウ 事務所の名称及び位置
 - エ 車両の増車、減車及び種類の変更を伴う車両の入替
 - オ 旅客の範囲（旅客の範囲の縮小）
 - カ 事業者協力型自家用有償旅客運送に係る協力事業者の氏名又は名称、住所
 - キ 業務（神奈川県内全域）の廃止
- (11) 重大な事故及び苦情報告
- 人身事故（搭乗者を含む。）及び重大な物損事故並びに乗降介助中の事故（医療機関で受診を要したもの）については、実施主体責任者から、横浜市へ書面（横浜様式7）により、速やかに報告することとする。
- 利用者等からの苦情のうち、制度に関わるもの、他の実施主体にも影響のあるもの及び当該実施主体では対応困難なものについては、横浜市へ書面（横浜様式8）により、速やかに報告することとする。

横浜市が、利用者からの苦情及び苦情に関する情報を受けたときは、実施主体の苦情処理責任者に連絡するとともに、解決に向けての相談に応じることとする。

(12) 責任

事業実施上の諸課題等についての責任は実施主体が負うものとする。

(13) 登録後の指導

実施主体は、登録後、前年の4月1日から3月31日までの輸送実績、事故件数などを記載した輸送実績報告書（国「様式第6号」）を毎年5月31日までに、横浜市に書面で報告することとする。

運行委託先の事業者が保有する事業用自動車を利用した事業の実施については、同じく前年の4月1日から3月31日までの輸送実績、事故件数などを記載した輸送実績報告書（国「様式第2-6号」）を毎年5月31日までに、横浜市に書面で報告することとする。

また、横浜市は実施主体に対して、横浜市運営協議会の協議を踏まえた指導・助言に基づいて、当該福祉有償移動サービスの運営改善を指導し、指導結果を横浜市運営協議会へ報告することとする。

12 欠格事由

79条登録の適用を受けようとする者は、次のとおり道路運送法第79条の4第1項から第4項の欠格事由に該当する者でないことを要する。

- (1) 申請者が1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者であるとき。
- (2) 申請者が第79条の12の規定による登録の取消しを受け、取消しの日から2年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が、発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者で、当該取消しの日から2年を経過していないものを含む。）であるとき。
- (3) 申請者が自家用有償旅客運送の業務に関し、成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前2号のいずれかに該当する者であるとき。
- (4) 申請者が法人である場合において、その法人の役員が前3号のいずれかに該当する者であるとき。

13 協議が調った場合の書類交付

横浜市は、79条登録の申請（登録、更新、変更、対価の変更）について横浜市運営協議会の協議が調った場合には、当該実施主体に書類（国「様式第2-5号」）を交付するものとする。

なお、新規登録申請時に交付した書類（国「様式第2-5号」）については、有効期限を協議が整った日から2年間とする。ただし、最近改正日（令和6年1月22日）以前に協議が調っているものについては適用しない。

14 その他

会長は、横浜市運営協議会の円滑な運営のため、本指針に定める事項に変更の必要が生じたときは、横浜市福祉有償移動サービス運営協議会運営要綱第12条の規定に基づき、横浜市運営協議会に諮り変更を行うことができる。

【横浜市との事前調整に提出する書類】

書 類 名	新規登録申請	更新登録申請	変更登録申請 (区域の拡大) (旅客の範囲の拡大) (事業者協力型自家用有償旅客運送)
横浜市あて申請書	横浜様式1	横浜様式2	横浜様式3
登録申請書	様式第2-1号	様式第2-2号	様式第2-3号
定款の写し		○	
登記簿謄本		○	
法人概要		○	
役員名簿		○	
宣誓書		様式第3号	
利用料金一覧		書式例1	
自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧		参考様式イ号	
自動車検査証の写し		○	
使用貸借契約書(写) ※持込車両の変更の場合		書式例2	
損害賠償保険の保険証券の写し又は宣誓書		様式第8号(宣誓書)	
運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿		様式第4号	
免許証(写)		○	
運転記録証明書		○	
国土交通大臣認定講習修了証等		○	
国土交通大臣認定講習修了証等(セダン型車両)		○	
運行管理の責任者 就任承諾書		様式第6号	
運行管理者資格証等(5両以上の車両を配置する事務所)		○	
運行管理の体制等を記載した書類		様式第7号	
「旅客の名簿」及び「身体状況等、態様ごとの会員数」		参考様式ハ号	
その他		宣誓書 (神奈川様式第4号)	【区域の拡大の場合】 登録証(写) 様式第2-1号(写) 及び添付資料

- 福祉有償移動サービスの対価の変更に必要な書類
 - 横浜市あて申請書 (横浜様式5)
 - 利用料金一覧 (書式例1)
 - 利用料金新旧対照表 (書式例4)

【軽微な事項の変更等を行った際に提出する書類】

- 法人(事務所含む)の名称、住所、代表者の変更に必要な書類 ※変更した項目の該当する書類のみ提出
 - 横浜市あて申請書 (横浜様式6)
 - 登録事項変更届出書 (様式第2-4号)
 - 登記簿謄本(原本) ※法人住所・代表者の変更
 - 宣誓書 (様式第3号)
 - 運行管理責任者就任承諾書 (様式第5号) ※事業所を新設する場合
 - 運行管理の体制等を記載した書類 (様式第6号) ※事業所を新設する場合
 - 運行管理者資格証等(5両以上の車両を配置する事務所)
- 車両の変更に必要な書類
 - 横浜市あて申請書 (横浜様式6)
 - 登録事項変更届出書 (様式第2-4号)
 - 車検証(写)
 - 使用貸借契約書(写) (書式例2) ※新たに使用する車両のみ
 - 損害賠償保険の保険証券(写)又は宣誓書(様式第8号) ※持込車両の場合
 - 損害賠償保険の保険証券(写)又は宣誓書(様式第8号) ※新たに使用する車両のみ
- 運送の区域の減少に必要な書類
 - 横浜市あて申請書 (横浜様式6)
 - 登録事項変更届出書 (様式第2-4号)
 - 区域の減少を届け出た書類(廃止届)(写し)
- 運送しようとする旅客の範囲の減少に必要な書類
 - 横浜市あて申請書 (横浜様式6)
 - 登録事項変更届出書 (様式第2-4号)
 - 運送しようとする旅客の名簿 (参考様式第八号)
- 廃止に必要な書類
 - 横浜市あて申請書 (横浜様式6)
 - 業務の廃止届出書 (神奈川様式第2号)

	提 出 先	
	横浜市福祉有償移動 サービス運営協議会 横浜市(事務局)	神奈川運輸支局
変更在先立ち 調整・協議の必要な事項	●運送の区域の拡大 ●旅客の範囲の拡大 ●対価の変更 ●事業者協力型自家用有償旅客運送	●運送の区域の拡大 ●旅客の範囲の拡大 ●事業者協力型自家用有償旅客運送
変更後に報告が 必要な事項	●法人(事務所含む)名称、住所、代表者 ●車両の増車、減車 ●車両の種類の変更を伴う車両の入替 ●運送の区域の減少 ●旅客の範囲 ●業務の廃止	●法人(事務所含む)名称、住所、代表者 ●車両の増車、減車 ●車両の種類の変更を伴う車両の入替 ●運送の区域の減少 ●旅客の範囲 ●業務の廃止

※対価には、「運送の対価」のほか、迎車料、介助料等の「運送の対価以外の対価」を含む。

		新規登録		
		1	2	
法人名称		社会福祉法人キャマラード	一般社団法人全国自然災害家屋調査協会	
介護保険法事業所指定		無	無	
障害者総合支援法事業所指定		有	無	
その他の運送区域		無	無	
使用車両数(台数)		2	1	
内訳	所有	2	0	
	持込み	0	1	
運転者(人)		4	1	
対象者(人)		25	1	
※旅客の範囲	イ	○		
	ロ			
	ハ	○		
	ニ		○	
	ホ			
	ヘ			
ト				
会費				
対価(料金)	運送の対価		初乗り1kmまで200円 以降、200円/km加算	150円/km
	【参考:タクシー料金】		【普通車距離制運賃】初乗1.091kmまで500円、100円/239m 【普通車時間制運賃】初乗 5,450円/1時間、加算 2,460円/30分	
	運送の対価以外の対価	迎車料		
		待機料		
		介助料		
		添乗・付添料		
		その他の料金		
標準的な利用による対価(料金)	【標準的利用例】		5km離れた病院へ平日の昼間に乗降介助を行い送迎した場合(片道)	
	【運送の対価】		1,000円【200円/km × 5km】	750円【150円/km × 5km】
	【参考:タクシー料金】		2,130円【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km) + 1,672円(100円/239m:約418円/km × 4km)】	
	【運送の対価以外の対価】		迎車料:無 介助料:無	迎車料:無 介助料:無
	【総合計】		1,000円	750円

※旅客の範囲:イ.身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者/ロ.精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者/ハ.障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者/ニ.介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者/ホ.介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者/ヘ.介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(基本チェックリスト)に該当する者/ト.その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

【資料2】

		新規登録	
		3	4
法人名称		特定非営利活動法人お助けらっこ	一般社団法人のこの会
介護保険法事業所指定		有	無
障害者総合支援法事業所指定		無	無
その他の運送区域		無	無
使用車両数(台数)		1	12
内訳	所有	0	0
	持込み	1	12
運転者(人)		2	12
対象者(人)		2	69
※旅客の範囲	イ	○	○
	ロ		
	ハ		○
	ニ	○	○
	ホ		○
	ヘ ト		○
会費			入会金:2,000円
対価(料金)	運送の対価		初乗り2kmまで500円 以降、200円/km加算
	【参考:タクシー料金】		【普通車距離制運賃】初乗1.091kmまで500円、100円/239m 【普通車時間制運賃】初乗 5,450円/1時間、加算 2,460円/30分
	運送の対価以外の対価	迎車料	事務所からお迎えの場所まで 2km以内:300円、2km超:500円
		待機料	150円/5分
		介助料	【介護保険適用の場合】 利用者の自己負担割合分 【実費の場合】 1,100円/30分
		添乗・付添料	【介護保険適用の場合】 利用者の自己負担割合分 【実費の場合】 1,650円/10km未満、3,300円/10km以上
		その他の料金	・福祉車両設備利用料:550円/回 ・車いす貸出使用料:110円/回 ・車いすの階段介助料(エレベーターが無い場合の2名体制に予備階段介助料): 2階:1,100円(1回あたり) 3階以上については2階の料金から1階層につき550円加算 ・日曜・祝日料金(日曜祝日における加算料金)550円/回 ・夜間料金(17時以降における加算料金): 【介護保険適用の場合】法定の自己負担割合分 【実費の場合】550円/回 ・高速料金・通行料・駐車料金等:実費
標準的な利用による対価(料金)	【標準の利用例】		5km離れた病院へ平日の昼間に乗降介助を行い送迎した場合(片道)
	【運送の対価】		1,100円【500円(初乗2km)+600円(200円/km×3km)】
	【参考:タクシー料金】		2,130円【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km)+1,672円(100円/239m:約418円/km×4km)】
	【運送の対価以外の対価】		迎車料:200円 介助料:無
	【総合計】		1,200円

※旅客の範囲:イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者/ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者/ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者/ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者/ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者/ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(基本チェックリスト)に該当する者/ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

法人名称	社会福祉法人キャマラード				
法人種別	社会福祉法人				
	【法人代表者氏名】 太田 幸弘		【法人所在地】		
	【法人設立年月日】 平成14 年 9 月 9 日		横浜市緑区青砥町220番1		
	事業等	※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。 (1) 第二種社会福祉事業 (イ) 障害福祉サービス事業の経営 (ロ) 移動支援事業の経営 (ハ) 障害児通所支援事業の経営 (ニ) 相談支援事業の経営 (2) 公益を目的とする事業 (イ) 診療所 (ロ) 訪問看護事業 (ハ) 地域生活支援事業			
事業所所在地	社会福祉法人キャマラード 横浜市緑区中山一丁目16番15号 中谷ハイツ301号		介護保険法事業所指定	無	障害者総合支援法事業所指定 有
運送の区域	横浜市				
使用車両 2 台	所有車両			持ち込み(貸借)車両	
	福祉車両	2 台	設備内訳 ・ 寝台車 0 台 ・ 車椅子車 2 台 ・ 兼用車 0 台 ・ 回転シート車 0 台	0 台	設備内訳 ・ 寝台車 0 台 ・ 車椅子車 0 台 ・ 兼用車 0 台 ・ 回転シート車 0 台
		任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上		任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	
	普通車両(セダン等)	0 台	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	0 台	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
運転者	一種免許所持者	4 人	内、直近2年間免許停止処分者 0 人	・認定講習 済 4 人 ・セダン講習等 済 3 人	登録時までに取得予定 0 人 登録時までに取得予定 0 人
	二種免許所持者	0 人	内、直近2年間免許停止処分者 0 人	・セダン講習等 未 0 人	登録時までに取得予定 0 人
	合計	4 人	内、直近2年間免許停止処分者 0 人		

「福祉有償運送」について、定款に追記することを依頼済み。

対象者	25人	内訳												
		イ(身体障害者)		ロ(精神障害者)		ハ(知的障害者)		ニ(要介護認定者)		ホ(要支援認定者)		ヘ (チェックリスト)	ト(その他)	
		6級	人	3級	人	軽度	人	要介護1	人	要支援1	人		肢体不自由	人
		5級	人	2級	人	中度	人	要介護2	人	要支援2	人		内部障害	人
		4級	人	1級	人	重度	2人	要介護3	人				知的障害 (認定者を除く)	人
		3級	人					要介護4	人				精神障害 (認定者を除く)	人
		2級	7人					要介護5	人					人
		1級	16人										その他	人
		23人		0人		2人		0人		0人		0人		0人
合計												25人		
旅客の範囲 ☐ イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 ☐ ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 ☐ ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 ☐ ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 ☐ ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 ☐ ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 ☐ ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者														
備考														
会費														
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価									
	運送の対価		タクシー運賃の約8割であること	距離制	初乗り1kmまで200円。以降、200円/km加算									
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないことと認められる範囲内	無										
		待機料		無										
		介助料	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないことと認められる範囲内	無										
		添乗・付添料		無										
		その他 (ストレッチャー・車いす使用料等)		無										
	標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)											
		運送の対価	1,000円【200円/km × 5km】											
		【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km) + 1,672円(100円/239m:約418円/km × 4km)】											
運送の対価以外の対価		迎車料: 無 介助料: 無												
総合計		1,000円												
運行管理体制	○ 運行管理の責任者の選任	☒ 有			無									
	車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済													
	○ 整備管理責任者の選任	☒ 有			無									
	○ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統	☒ 有			無									
	○ 事故発生時の連絡体制	☒ 有			無									
欠格事由	○ 苦情対応の体制	☒ 有			無									
	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に	☐ 非該当			該当									

法人名称	一般社団法人全国自然災害家屋調査協会					
法人種別	一般社団法人					
	【法人代表者氏名】 池田 藍		【法人所在地】			
	【法人設立年月日】 平成28年 3 月 3 日		横浜市港北区新横浜三丁目13番6号			
	※履歴事項全部証明書より 目的 当法人は、増加する自然災害から家屋を守るために、各業界の専門家を顧問に迎え、自然災害に対する全国統一の判断基準の確立を行い、その修養のための教育課程の作成による専門家の養成、資格制度の設立、自然災害認定書の発行を通して広く社会に貢献していくことを目的とするともに、その目的に資するため、次の事業を行う。 1 自然災害調査・診断に関する調査研究 2 自然災害調査・診断に関する評価の改善等に資する調査研究事業 3 自然災害調査・診断の専門家となる協会の募集 4 資格認定業務 5 協会の人材育成 6 協会の能力向上のための研修会の開催 7 協会の能力向上のための情報提供 8 自然災害認定書の発行 9 自然災害調査・診断の普及を図るためのセミナー開催 10 自然災害調査・診断の普及を図るためのコンサルティング 11 自然災害調査・診断の普及を図るための講習会運営 12 自然災害調査・診断の普及を図るための広報活動 13 自然災害調査・診断の普及を図るための知識の啓発・普及活動 14 自然災害調査・診断の普及を図るための刊行物の発行 15 自然災害調査・診断の普及を図るための自然災害相談窓口の実施 16 自然災害調査・診断の普及を図るための保険代理店業務 17 自然災害調査・診断の普及を図るための協会の幹旋 18 自然災害調査・診断の普及を図るための災害時の協会の派遣 19 自然災害調査・診断の普及を図るための基盤整備に資する事業 20 自然災害調査・診断に関する事故、災害及び犯罪の防止又は軽減に資する事業 21 前項の事業は、国内又は海外において行うものとする 22 その他本会の目的を達成するために必要な事業					
事業所所在地	※法人に同じ		介護保険法事業所指定	無	障害者総合支援法事業所指定	無
運送の区域	横浜市					
	所有車両			持ち込み(貸借)車両		
使用車両 1 台	福祉車両	0 台 設備内訳 ・寝台車 0 台 ・車椅子車 0 台 ・兼用車 0 台 ・回転シート車 0 台	0 台 設備内訳 ・寝台車 0 台 ・車椅子車 0 台 ・兼用車 0 台 ・回転シート車 0 台			
	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上				
	普通車両(セダン等)	0 台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	1 台 任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上			
運転者	一種免許所持者	0 人 内、直近2年間免許停止処分者	0 人	・認定講習 未 0 人 ・セダン講習等 未 0 人	登録時までに取得予定 0 人 登録時までに取得予定 0 人	
	二種免許所持者	1 人 内、直近2年間免許停止処分者	0 人	・セダン講習等 済 1 人	登録時までに取得予定 0 人	
	合計	1 人 内、直近2年間免許停止処分者	0 人			

「福祉有償運送」について、定款に追記することを依頼済み。

対象者	1人	内訳														
		イ(身体障害者)		ロ(精神障害者)		ハ(知的障害者)		ニ(要介護認定者)		ホ(要支援認定者)		ヘ(チェックリスト)		ト(その他)		
		6級	人	3級	人	軽度	人	要介護1	人	要支援1	人		人	肢体不自由	人	
		5級	人	2級	人	中度	人	要介護2	1人	要支援2	人		人	内部障害	人	
		4級	人	1級	人	重度	人	要介護3	人				人	知的障害 (認定者を除く)	人	
		3級	人					要介護4	人				人	精神障害 (認定者を除く)	人	
		2級	人					要介護5	人				人	その他	人	
		1級	人										人		人	
			0人		0人		0人		1人		0人		0人		0人	
		合計 1人														
旅客の範囲																
☐ イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 ☐ ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者 ☐ ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 ☐ ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 ☐ ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 ☐ ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 ☐ ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者																
備考																
会費																
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価											
	運送の対価		タクシー運賃の約8割であること	距離制	150円/km											
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと思われる範囲内	無												
		待機料		無												
		介助料	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと思われる範囲内	無												
		添乗・付添料		無												
		その他(ストレッチャー・車いす使用料等)		無												
	標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)													
		運送の対価	750円【150円/km × 5km】													
		【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km) + 1,672円(100円/239m:約418円/km × 4km)】													
運送の対価以外の対価		迎車料: 無 介助料: 無														
総合計		750円														
運行管理体制	○ 運行管理の責任者の選任 ☒ 有 無															
	車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 ☒ 有 無															
	○ 整備管理責任者の選任 ☒ 有 無															
	○ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 ☒ 有 無															
	○ 事故発生時の連絡体制 ☒ 有 無															
○ 苦情対応の体制 ☒ 有 無																
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に ☒ 非該当 該当															

法人名称	特定非営利活動法人お助けらっこ				
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人				
	【法人代表者氏名】		和田 光正		
	【法人設立年月日】		令和5 年 11 月 9 日		
			【法人所在地】 札幌市豊平区平岸三条八丁目2番10-803号		
事業等	※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 この法人は、地域の人々や高齢者が尊厳を持って暮らしていくことを支援するため、介護および福祉に関する事業を行い、介護が必要な方の社会参加を促し、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 1 保険、医療又は福祉の増進を図る活動 この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。 1 特定非営利活動に係る事業 (1)介護保険法に基づく居宅サービス事業 (2)介護保険法に基づく第1号事業 (3)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 (4)福祉有償運送事業 (5)その他の特定非営利活動に係る事業 (6)その他、この法人の目的を達成するために必要な事業 2 この法人は、次のその他の事業を行う。 (1)物品の販売事業 (2)会員相互の交流を図る事業				
事業所所在地	特定非営利活動法人お助けらっこ 横浜事業所 横浜市旭区若葉台4-23-605		介護保険法事業所指定	有	障害者総合支援法事業所指定 無
運送の区域	横浜市				
使用車両 1 台	所有車両		持ち込み(貸借)車両		
	福祉車両	0 台	設備内訳	0 台	
		任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	・寝台車 0 台 ・車椅子車 0 台 ・兼用車 0 台 ・回転シート車 0 台	1 台	設備内訳 ・寝台車 0 台 ・車椅子車 1 台 ・兼用車 0 台 ・回転シート車 0 台
	普通車両(セダン等)	0 台	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	
運転者	一種免許所持者	2 人	内、直近2年間免許停止処分者	0 人	・認定講習 済 2 人 登録時までに取得予定 0 人 ・セダン講習等 済 2 人 登録時までに取得予定 0 人
	二種免許所持者	0 人	内、直近2年間免許停止処分者	0 人	・セダン講習等 未 0 人 登録時までに取得予定 0 人
	合計	2 人	内、直近2年間免許停止処分者	0 人	

対象者	2人	内訳							
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)	
		6級 人	3級 人	軽度 人	要介護1 人	要支援1 人		肢体不自由 人	
		5級 人	2級 人	中度 人	要介護2 1人	要支援2 人		内部障害 人	
		4級 人	1級 人	重度 人	要介護3 人			知的障害 (認定者を除く) 人	
		3級 人			要介護4 1人			精神障害 (認定者を除く) 人	
		2級 1人			要介護5 人			その他 人	
		1級 人							
		1人	0人	0人	2人	0人	0人	0人	
									合計 3人 (重複:1名)
旅客の範囲									
☐ イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 ☐ ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者 ☐ ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 ☐ ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 ☐ ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 ☐ ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 ☐ ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者									
備考									
会費									
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価				
	運送の対価		タクシー運賃の約8割であること	距離制	初乗り2kmまで500円。以降、200円/km加算				
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと思われる範囲内	有	(事務所からお迎え場所まで) 2km以内:300円、2km越:500円				
		待機料		有	150円/5分				
		介助料		有	【介護保険適用の場合】法定の自己負担割合分 【実費の場合】1,100円/30分				
		添乗・付添料		有	【介護保険適用の場合】法定の自己負担割合分 【実費の場合】1,650円/10km未満、3,300円/10km以上				
	その他 (ストレッチャー・車いす使用料等)	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと思われる範囲内	有	・福祉車両設備利用料:550円/回 ・車いす貸出使用料:110円/回 ・車いすの階段介助料金(エレベーターが無い場合の2名体制による階段介助料金):2階:1,100円/回 3階以上については2階の料金から1階層につき550円加算 ・日曜・祝日料金(日曜祝日における加算料金):550円/回 ・夜間料金(17時以降における加算料金) 【介護保険適用の場合】法定の自己負担割合分 【実費の場合】550円/回 ・高速料金・通行料・駐車料金等:実費					
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)							
	運送の対価	1,100円【500円(初乗2km) + 600円(200円/km × 3km)】							
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円							
	運送の対価以外の対価	迎車料:300円(事務所から2km以内の場合) 介助料:1,100円							
	総合計	2,500円							
運行管理体制	☐ 運行管理の責任者の選任				有	無			
	車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済				有	無			
	☐ 整備管理責任者の選任				有	無			
	☐ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統				有	無			
	☐ 事故発生時の連絡体制				有	無			
☐ 苦情対応の体制				有	無				
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に				非該当	該当			

法人名称	一般社団法人のこのこの会							
法人種別	一般社団法人							
	【法人代表者氏名】		木郷 誠					
	【法人設立年月日】		令和6 年 8 月 13 日					
	【法人所在地】		横浜市旭区若葉台三丁目2番若葉台連合自治会館内					
事業等	※履歴事項全部証明書より 目的 当法人は、障害のある方や高齢者の方々の生活の充実を図るため、日常生活の支援に必要な福祉サービス等を受けるため、安心かつ快適な暮らしやすい生活ができるように補助するとともに、地域社会の福祉の増進および充実に寄与することを目的とする。 その目的に資するため、次の事業を行う。 1 道路運送法に基づく自家用有償旅客運送(福祉有償運送) 2 その他当法人の目的を達成するために必要な事業							
事業所所在地	※法人に同じ		介護保険法事業所指定	無	障害者総合支援法事業所指定 無			
運送の区域	横浜市							
使用車両 12 台	所有車両			持ち込み(貸借)車両				
	福祉車両	0 台		設備内訳		0 台		
		設備内訳		設備内訳		設備内訳		
	普通車両(セダン等)	0 台		任意保険等の確認		任意保険等の確認		
任意保険等の確認		任意保険等の確認		任意保険等の確認				
運転者	一種免許所持者	12 人	内、直近2年間免許停止処分者	0 人	・認定講習	済 12 人	登録時までに取得予定	0 人
	二種免許所持者	0 人	内、直近2年間免許停止処分者	0 人	・セダン講習等	未 0 人	登録時までに取得予定	0 人
	合計	12 人	内、直近2年間免許停止処分者	0 人				

対象者	69人	内訳						
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)
		6級 人	3級 人	軽度 人	要介護1 7人	要支援1 11人		肢体不自由 2人
		5級 人	2級 人	中度 1人	要介護2 9人	要支援2 11人		内部障害 5人
		4級 2人	1級 人	重度 3人	要介護3 5人			知的障害 (認定者を除く) 人
		3級 4人			要介護4 1人			精神障害 (認定者を除く) 人
		2級 5人			要介護5 1人			その他 人
		1級 2人						
		13人	0人	4人	23人	22人	0人	7人
		合計 69人						
旅客の範囲								
☐ イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 ☐ ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 ☐ ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 ☐ ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 ☐ ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 ☐ ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 ☐ ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者								
備考 【ホ:要支援認定者】・膝関節症、高血圧、弱視等 【ト:その他】・高血圧、肺がん等								
会費	入会金:2,000円							
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価			
	運送の対価		タクシー運賃の約8割であること	距離制	初乗り2kmまで400円、以降、200円/km加算			
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないことと認められる範囲内	有	200円			
		待機料		有	最初の15分は無料 以降、400円/30分			
		介助料		無				
		添乗・付添料	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないことと認められる範囲内	有	500円			
その他 (ストレッチャー・車いす使用料等)		有	・キャンセル料(当日配車後):500円 ・時間外、休日対応は20%割増 (基本利用時間:月~土、8時~17時)					
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)						
	運送の対価	1,000円【400円(初乗2km) + 600円(200円/km × 3km)】						
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km) + 1,672円(100円/239m:約418円/km × 4km)】						
	運送の対価以外の対価	迎車料:200円 介助料:無						
	総合計	1,200円						
運行管理体制	☐ 運行管理の責任者の選任 ☒ 有 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 ☐ 整備管理責任者の選任 ☒ 有 無 ☐ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 ☒ 有 無 ☐ 事故発生時の連絡体制 ☒ 有 無 ☐ 苦情対応の体制 ☒ 有 無							
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に ☒ 非該当 該当							

【資料4】

タクシー運賃（令和5年11月20日より）

	新	旧
タクシー運賃	【距離制】 初乗り1.091kmまで 500円 （1km＝458.29円） 239mごと 100円加算 （1km＝418.41円） 【時間制】 初乗り1時間まで 5,450円 30分ごと 2,460円	【距離制】 初乗り1.2kmまで 500円 （1km＝416.6円） 264mごと 100円加算 （1km＝378.78円） 【時間制】 初乗り1時間まで 4,940円 30分ごと 2,230円
8割の対価	【距離制】 初乗り1kmまで 366.632円 （端数切捨て：366円）(+137円) 初乗り2kmまで 701.36円（初乗り1kmまで：366.632円+加算分：334.728円/km） （端数切捨て：701円）(+263円) 以降、1kmごとに334.728円加算 (+125円) 【時間制】 初乗り1時間まで 4,360円 以降、30分ごとに 2,459円	

【例】5km利用した運送した場合の対価

タクシー運賃	2,130円【458円（初乗り1.091kmまで500円：約458円/km）+1,672円（100円/239m：約418円/km×4km）】
8割の対価	1,702円【366円（初乗り1km：約366円）+1,336円（約334/km×4km）】

【資料5-1】

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	一般社団法人あおばの虹
変更事項	運送の対価
提出日	令和6年11月11日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		走行1回あたり 500円	走行1回あたり 150円
運送の対価以外の対価	迎車料		
	待機料		
	介助料		
	添乗・付添料		
	その他		

【資料5-2】

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	特定非営利活動法人ピーグリーン
変更事項	運送の対価、迎車料、待機料、介助料、付添・添乗料、 その他(福祉車両設備利用料)
提出日	令和6年11月11日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		初乗り2kmまで400円 以降、250円/km	初乗り2kmまで350円 以降、250円/km
運送の対価以外の対価	迎車料	350円	150円
	待機料	800円/30分	250円/10分
	介助料	【介護保険適用時】 自己負担負担割合分 【実費】760円	100円
	添乗・ 付添料	【介護保険適用時】 自己負担負担割合分 【実費】1,000円/30分	設定なし
	その他	福祉車両設備利用料: 500円/回	設定なし

【資料5-3】

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	特定非営利活動法人日本アビリティーズ協会
変更事項	運送の対価、その他
提出日	令和6年11月11日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		250円/km	180円/km
運送の対価以外の対価	迎車料	330円	
	待機料	330円/15分	
	介助料	1,100円(車いす利用で乗降の場合)	
	添乗・付添料	1,100円/30分	
	その他	【機材使用料】 車いす使用料:330円/日 リクライニング車いす使用料:1,100円 ロボクッション(床ずれ防止クッション):550円/日 ・駐車料金および有料道路使用料金:実費 ・キャンセル料 ①前々日までの取消料:無料 ②前日までの取消料:290円 ③当日までの取消料:580円	【機材使用料】 車いす使用料:330円/日 リクライニング車いす使用料:1,100円 ロボクッション(床ずれ防止クッション):550円/日 階段昇降機使用料:1,100円(2階までの料金。1階増える毎に330円加算) ・駐車料金および有料道路使用料金:実費 ・キャンセル料 ①前々日までの取消料:無料 ②前日までの取消料:250円 ③当日までの取消料:510円

【資料5-4】

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	特定非営利活動法人守の会
変更事項	運送の対価、介助料、その他
提出日	令和6年11月12日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		300円/km	190円/km
運送の対価以外の対価	迎車料	起点(事務所)より10km以内への迎車料:300円 10km以上への迎車料:500円	
	待機料	300円/15分	
	介助料	【介護保険・障害福祉サービス等適用】 自己負担割合分 【適用外の場合】 1,500円	【介護保険・障害福祉サービス等適用】 自己負担割合分 【適用外の場合】 1,200円
	添乗・付添料		
	その他		
		福祉車両利用料:200円 土日祝日等割増料金:400円 夜朝割増料金 (8:00~18:00以外の時間):400円 (介護保険・障害福祉サービス適用外の場合のみ) 車椅子貸出料:100円 リクライニング式車椅子貸出料:500円	福祉車両利用料:200円 土日祝日等割増料金:100円 夜朝割増料金 (8:00~17:00以外の時間):100円 車椅子貸出料:100円 リクライニング式車椅子貸出料:500円

【資料5-5】

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	特定非営利活動法人すずらん
変更事項	運送の対価、迎車料、待機料、その他
提出日	令和6年11月13日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		初乗り2kmまで、300円 以降、100円/km加算	5kmまで： 100円/km 5kmを超えてからは：300円/5km
運送の対価以外の対価	迎車料	400円	300円
	待機料	300円/10分	200円/10分
	介助料	【介護保険・障害福祉サービス利用時】 法定の自己負担割合分 【実費】1,000円/回	
	添乗・ 付添料	【介護保険・障害福祉サービス利用時】 法定の自己負担割合分 【実費】最初の60分、1,200円 以降、600円/30分加算	
	その他	・早朝・夜間割増料金： 【介護保険・障害福祉サービス利用時】法定の自己負担割合分 【実費】25%割増 ・日曜・祝日割増料金：25%割増 但し、年末年始(12月30日～1月3日)は35%割増	(設定なし)

【資料5-6】

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	一般社団法人煌
変更事項	運送の対価
提出日	令和6年11月14日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		200円/km	100円/km
運送の対価以外の対価	迎車料	～3km:300円、3km以上5km未満:400円、5km以上:500円	
	待機料	250円/15分	
	介助料	【障害福祉サービス制度利用時】法定給付分 【自費の場合】250円/15分	
	添乗・付添料	【障害福祉サービス制度利用時】法定給付分 【自費の場合】250円/15分	
	その他		

【資料5-7】

横浜市福祉有償移動サービス運賃の変更に係る協議

法人名称	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブふれあい都筑
変更事項	待機料、介助料、付添・添乗料
提出日	令和6年11月14日
変更予定日	協議が調い次第

		新	旧
運送の対価		100円/km	
運送の対価以外の対価	迎車料	5kmまで:300円、5kmを超え10km:550円 以降、250円/5km加算	
	待機料	(9:00～17:00) 1,200円/30分、以降600円/15分 (上記以外の時間帯) 1,350円/30分、以降675円/15分	(9:00～17:00) 900円/30分、以降450円/15分 (上記以外の時間帯) 1,050円/30分、以降525円/15分
	介助料	【介護保険適用の場合】 法定の自己負担割合分 【実費の場合】1,200円/回	【介護保険適用の場合】 法定の自己負担割合分 【実費の場合】900円/回
	添乗・付添料	【介護保険適用の場合】 法定の自己負担割合分 【実費の場合】 (9:00～17:00) 1,200円/30分、以降600円/15分 (上記以外の時間帯) 1,350円/30分、以降675円/15分	【介護保険適用の場合】 法定の自己負担割合分 【実費の場合】 (9:00～17:00) 900円/30分、以降450円/15分 (上記以外の時間帯) 1,050円/30分、以降525円/15分
	その他	・車椅子利用料(車椅子貸与代) 250円/回 ・遠方料金(遠くに行く場合の料金) 10kmを超え20kmまで 500円 20kmを超える場合 1,000円	

法人名称	一般社団法人煌		
法人概要	【法人代表者氏名】 今井 純子		【法人所在地】
	【法人設立年月日】 令和4 年 11 月 16 日		横浜市金沢区寺前二丁目9番2号
	事業等	※履歴事項全部証明書より 当法人は、高齢者、傷病者、身体上又は精神上の障害者の地域生活を支援し、地域における社会福祉の増進に寄与することを目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)介護保険法に基づく居宅介護支援事業 (2)介護保険法に基づく居宅サービス事業 (3)介護保健法に基づく地域密着型サービス事業 (4)介護保険法に基づく介護予防支援事業 (5)介護保険法に基づく介護予防サービス事業 (6)介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業 (7)介護保険法に基づく第1号事業 (8)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 (9)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業 (10)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業 (11)児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 (12)児童福祉法に基づく障害児相談支援事業 (13)道路運送法に基づく一般乗用旅客自動車運送事業(福祉限定) (14)道路運送法に基づく福祉有償運送事業 (15)障害者、高齢者及び生活困窮者等に対する家事援助サービス事業、見守り支援事業及び生活支援サービス事業 (16)介護予防・健康づくりに関する事業 (17)不動産の売買、賃貸借及び管理 (18)その他当法人の目的を達成するために必要な事業	
事業所所在地	ケアステーションぱお 横浜市金沢区寺前2丁目9番2号	介護保険法事業所指定	無 障害者総合支援法事業所指定 有

旅客の変更(拡大)			
旧		新	
イ:身体障害者手帳をお持ちの方	○	イ:身体障害者手帳をお持ちの方	○
ロ:精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		ロ:精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	
ハ:愛の手帳(療育手帳)をお持ちの方	○	ハ:愛の手帳(療育手帳)をお持ちの方	○
ニ:要介護認定者		ニ:要介護認定者	○
ホ:要支援認定者		ホ:要支援認定者	○
ヘ:基本チェックリスト該当者		ヘ:基本チェックリスト該当者	
ト:その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者		ト:その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者	

拡大後の名簿の内訳

イ(身体障害者)		ロ(精神障害者)		ハ(知的障害者)		ニ(要介護認定者)		ホ(要支援認定者)		ヘ (チェックリスト)	ト(その他)	
6級	人	3級	人	軽度	人	要介護1	人	要支援1	人	人	肢体不自由	人
5級	人	2級	人	中度	4人	要介護2	人	要支援2	1人		内部障害	人
4級	人	1級	人	重度	19人	要介護3	人				知的障害	人
3級	人					要介護4	1人				(認定者除く)	
2級	人					要介護5	人				精神障害者	人
1級	人										(認定者を除く)	
											その他	人
0人		0人		23人		1人		1人		人	人	

計 25 人

【ホ:要支援】【ヘ:基本チェックリスト】【ト:その他】の方の福祉有償運送を必要とする理由 ・ADLの低下、歩行に不安あり。でケアマネからの相談があり。介護区分の変更を現在検討している方

法人名称	NPO法人ぷろむなード		
法人概要	【法人代表者氏名】 太田 幸弘		【法人所在地】
	【法人設立年月日】 平成29 年 9 月 14 日		横浜市緑区中山一丁目16番15号中谷ハイツ101号
	事業等	※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 この法人は、障害児者に対し地域生活における様々な移動支援を行うことで、その地域生活を支援し、地域における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。 1 特定非営利活動に係る事業 (1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 (2)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業 (3)道路運送法施行規則第51条に規定する福祉有償輸送 (4)障害児者の地域生活の自立を促進する事業 (5)その他、この法人の目的を達成するために必要な活動	
事業所所在地	※法人名、所在地に同じ	介護保険法事業所指定 無	障害者総合支援法事業所指定 有

旅客の変更(拡大)			
旧		新	
イ:身体障害者手帳をお持ちの方	○	イ:身体障害者手帳をお持ちの方	○
ロ:精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		ロ:精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	
ハ:愛の手帳(療育手帳)をお持ちの方		ハ:愛の手帳(療育手帳)をお持ちの方	○
ニ:要介護認定者		ニ:要介護認定者	
ホ:要支援認定者		ホ:要支援認定者	
ヘ:基本チェックリスト該当者		ヘ:基本チェックリスト該当者	
ト:その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者		ト:その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者	

拡大後の名簿の内訳

イ(身体障害者)		ロ(精神障害者)		ハ(知的障害者)		ニ(要介護認定者)		ホ(要支援認定者)		ヘ (チェックリスト)	ト(その他)	
6級	人	3級	人	軽度	人	要介護1	人	要支援1	人	人	肢体不自由	人
5級	人	2級	人	中度	人	要介護2	人	要支援2	人		内部障害	人
4級	人	1級	人	重度	5人	要介護3	人				知的障害	
3級	人					要介護4	人				(認定者除く)	人
2級	13人					要介護5	人				精神障害者	
1級	74人										(認定者を除く)	人
											その他	人
87人		0人		5人		0人		0人		人	人	
計 92人												

【ホ:要支援】【ヘ:基本チェックリスト】【ト:その他】の方の福祉有償運送を必要とする理由

複数乗車に係る協議について

福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について

(国自旅第319号 令和2年11月27日)

3. 複数乗車の必要性について (処理方針2.(2)⑧(二))

福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアの個別輸送を原則としており、複数乗車については、例外的なものとされ、透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であって、地域公共交通会議等が必要と認めた場合に限りて運送することができることとされている。処理方針2.(2)⑧(二)にある、「透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎」は、複数乗車が認められる代表的な事例として例示されているものであり、必ずしもこれに限定されるものではない。参考までに、現在、各地の地域公共交通会議等において協議し、処理方針を踏まえて認められている複数乗車の事例について、その主なものを別紙2のとおりとりまとめた。

別紙2

地域公共交通会議等で複数乗車が認められた具体的事例

- ① 同一町内の身体障害者等が、同一の病院へ通院する場合の輸送
- ② 複数の障害児を、同一施設から同一病院までの輸送
- ③ 身体障害者の社会復帰を目的とする外出、日常生活（買物等）のための輸送
- ④ 特別支援学校（旧：養護学校）への送迎と施設間の輸送
- ⑤ 身体障害者養護施設の入居者が、コンサート鑑賞に行くための会場への輸送
- ⑥ 同居親族の会員の、乗車地・目的地が同一である場合の輸送
- ⑦ 障害者支援施設における、障害者自立支援法施行前のデイサービス、短期入所、日中預かり等に相当する、日中一時支援事業に伴う輸送

【裏面あり】

福祉有償運送の登録に関する処理方針について

(国自旅第317号 令和2年11月27日)

(2) 登録の申請

⑧ 運送しようとする旅客の範囲

二) 福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアによる個別輸送が原則である。

ただし、施行規則第49条第2号に定める者のうち透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であって当該地域における地域公共交通会議等においてその必要性が認められた場合には、1回の運行で複数の旅客を運送すること（以下、「複数乗車」という。）ができるものとする。この場合においては、旅客から収受しようとする対価が施行規則第51条の15の規定及び関係通達の定める基準を満たしていることについて地域公共交通会議等の協議が調っていることをようするものとする。

(4) 登録の実施

⑤登録時に付すべき条件

(ロ) 複数乗車を行う場合において、旅客の安全の確保のため添乗をする者が必要と認める場合には、適切なものを乗務させること。

横浜市福祉有償移動サービス運営指針

6 複数乗車

福祉有償移動サービスは、透析患者の透析のための輸送、身体障害者、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であって横浜市運営協議会が必要と認めた場合には、1回の運行で複数の旅客を運送すること（以下、「複数乗車」という。）ができるものとする。

10 福祉有償移動サービスの対価

(4) 複数乗車における対価

複数乗車の対価については、旅客1人ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、自動車の最大乗車定員又は平均乗車人数（平均乗車人員が算出できる場合）で走行した場合における対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね2分の1の範囲内であること。

【資料 8】

横浜市長

名 称 特定非営利活動法人ライフサポート横浜
住 所 横浜市泉区弥生台 6 7 - 2
代表者氏名 理事長 鈴木広明

自家用有償旅客運送における複数乗車の必要性の協議依頼について

自家用有償旅客運送における 1 回の運行で複数の旅客を運送する必要性について、下記のとおり、横浜市福祉有償移動サービス運営協議会に諮っていただきますようお願いいたします。

記

対象利用者	同一世帯の福祉有償運送の旅客である夫婦（要介護 3 及び要介護 1）
必要性	同一の病院への通院であり、利用者の身体的・経済的な不安を考慮すると、複数乗車の実施が必要性であると考える。
運行管理	必ず乗降介助は一人ずつ行い、座位の確認や声がけ等を実施することで安全を確保する。
運送の対価	別紙（複数乗車利用料金一覧）のとおり

以上

【資料 8】

複数乗車利用料金一覧

●利用者の利便性を考慮し、同乗者の介助範囲、体調等に配慮し、安全安心を提供できる範囲で利用者全員の了解のもと、複数乗車を行う。

●運送の対価(距離制)

・走行 1 キロあたり 330 円

ただし、最初の乗車地から最終降車地までの走行距離により算出し、同乗者人数で除す(10 円未満切り捨て)

比較表

乗車距離					
	運賃 (330 円 /km)	迎車料金	合計	1 人分運賃	
				1 人乗車	2 人乗車
1 km	330 円	400 円	730 円	730 円	365 円
2 km	660 円	400 円	1060 円	1060 円	530 円
3 km	990 円	400 円	1390 円	1390 円	695 円
5 km	1650 円	400 円	2050 円	2050 円	1025 円
10km	3300 円	400 円	3700 円	3700 円	1850 円

●運送の対価以外の対価

個別輸送に準ずる

79条登録団体の登録期限一覧

月	日	法人名	備考
2月	27日	特定非営利活動法人暮らしサポートの会福ちゃんパワー	廃止
3月	9日	特定非営利活動法人み来	※1
	13日	特定非営利活動法人みなみのそら	
	16日	社会福祉法人横浜市社会事業協会	
	21日	特定非営利活動法人日本アビリティーズ協会	
	23日	特定非営利活動法人あさひ	
	28日	特定非営利活動法人NPO湘南クリエイティブサービス	
4月	13日	特定非営利活動法人ライフサポート横浜	
	30日	社会福祉法人誠幸会	
5月	1日	医療法人緩和会	※2
	1日	社会福祉法人訪問の家	
6月	30日	特定非営利活動法人アイ・介護サービス	※3

※1 昨年から連絡が取れない。（郵便物も届かない）。

※2 有効期限まで活動し、廃止予定。

※3 有効期限まで横浜市で実施。以降、運送の区域「横浜市」を減少し、今後は相模原市のみ実施予定。

令和6年度第2回横浜市福祉有償移動サービス更新登録申請団体一覧

【資料10】

		更新登録			
		1	2	3	4
法人名称		特定非営利活動法人 みなみのそら	社会福祉法人横浜市社会事業協会	特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会	特定非営利活動法人あさひ
介護保険法事業所指定		有	無	有	無
障害者総合支援法事業所指定		有	有	無	無
その他の運送区域		無	無	町田市、平塚市、大磯町	無
使用車両数(台数)		1	7	4	17
内訳	所有	1	7	1	1
	持込み	0	0	3	16
運転者(人)		2	7	3	17
対象者(人)		9	104	43	188
※旅客の範囲	イ	○	○	○	○
	ロ				○
	ハ	○	○	○	○
	ニ	○		○	○
	ホ			○	○
	ヘ			○	
	ト			○	○
会費				入会金:500円 年会費:3,000円	入会金:2,000円 年会費:2,000円
対価(料金)	運送の対価	150円/km	初乗り2kmまで350円 以降、150円/km加算	250円/km	200円/km
	【参考:タクシー料金】		【普通車距離制運賃】初乗1.091kmまで500円、100円/239m 【普通車時間制運賃】初乗 5,450円/1時間、加算 2,460円/30分		
	運送の対価以外の対価	迎車料	300円	300円	330円
		待機料	250円/10分	月～金:300円/15分 土・日・祝:350円/15分	330円/15分
		介助料	500円	月～金:300円/乗降1セット 土・日・祝:350円/乗降1セット	1,100円(車いす利用での乗降の場合)
		添乗・付添料	600円/30分	月～金:250円/15分 土・日・祝:300円/15分	1,100円/30分
		その他の料金		・キャンセル料:前日まで無料。 当日8時30分を過ぎては300円	・車いす使用料:330円(1回) ・リクライニング車いす使用料:1,100円 ・ロホクッション(床ずれ防止)使用料:550円 ・駐車料金・有料道路使用料金:自費 ・キャンセル料:(前々日まで)無料、(前日)290円、(当日)580円
標準的な利用による対価(料金)	【標準的利用例】		5km離れた病院へ平日の昼間に乗降介助を行い送迎した場合(片道)		5km離れた病院へ平日の昼間に乗降介助を行い送迎した場合(片道)
	【運送の対価】		750円【150円/km×5km】	800円【350円(初乗2km)+450円(150円/km×3km)】	1,250円【250円/km×5km】
	【参考:タクシー料金】		2,130円【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km)+1,672円(100円/239m:約418円/km×4km)】		2,130円【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km)+1,672円(100円/239m:約418円/km×4km)】
	【運送の対価以外の対価】		迎車料:300円 介助料:500円	迎車料:300円 介助料:300円	迎車料:330円 介助料:1,100円
	【総合計】		1,550円	1,400円	2,680円
				迎車料:400円(10km未満) 介助料:無	1,400円

※旅客の範囲:イ.身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者/ロ.精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者/ハ.障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者/ニ.介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者/ホ.介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者/ヘ.介護保険法施行規則第140条の62の4第2号のる基準(基本チェックリスト)に該当する者/ト.その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

裏面あり

令和6年度第2回横浜市福祉有償移動サービス更新登録申請団体一覧

【資料10】

		更新登録				
		5	6	7	8	
法人名称		特定非営利活動法人 NPO湘南クリエイティブサービス	特定非営利活動法人 ライフサポート横浜	社会福祉法人誠幸会	社会福祉法人訪問の家	
介護保険法事業所指定		無	有	有	有	
障害者総合支援法事業所指定		有	有	有	有	
その他の運送区域		無	無	無	無	
使用車両数(台数)		4	2	5	4	
内 訳	所有	3	2	5	4	
	持込み	1	0	0	0	
運転者(人)		4	2	5	6	
対象者(人)		8	72	72	41	
※ 旅 客 の 範 囲	イ	○	○		○	
	ロ					
	ハ	○	○		○	
	ニ		○	○		
	ホ		○	○		
	ヘ ト					
会費						
対 価 （ 料 金 ）	運送の対価	初乗り10kmまで350円 以降、200円/km加算	初乗り1kmまで330円 以降、330円/km加算	初乗り1kmまで180円 以降、160円/km加算	初乗り2kmまで300円 以降、150円/km加算	
	【参考:タクシー料金】		【普通車距離制運賃】初乗1.091kmまで500円、100円/239m 【普通車時間制運賃】初乗 5,450円/1時間、加算 2,460円/30分			
	運 送 の 対 価 以 外 の 対 価	迎車料	5kmまで150円 6km以上一律200円	400円	100円	300円
		待機料		400円/15分	500円/30分	150円/10分
		介助料		【介護保険又は障害福祉サービスを利用した場合】 法定で定められた自己負担割合分 【上記以外】平日:1,200円、土日祝:1,500円	無料 但し、車いすへの移乗や車いすでの階段昇降(5段以上)の 場合は500円(片道)	【障害福祉サービス利用の場合】 利用者負担割合分 【実費の場合】500円/片道
		添乗・ 付添料		【介護保険又は障害福祉サービスを利用した場合】 法定で定められた自己負担割合分 【上記以外】1,250円/30分	500円/30分	1,000円/時間
	その他の 料金		・電動ウインチ使用料:200円			
標 準 的 な 利 用 に よ る 対 価 （ 料 金 ）	【標準的利用例】	5km離れた病院へ平日の昼間に乗降介助を行い送迎した場合(片道)				
	【運送の対価】	350円【初乗り10kmまで350円】	1,650円【330円(初乗1km)+1,320円(330円/km×4km)】	820円【180円(初乗1km)+640円(160円/km×4km)】	750円【300円(初乗2km)+450円(150円/km×3km)】	
	【参考:タクシー料金】	2,130円【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km)+1,672円(100円/239m:約418円/km×4km)】				
	【運送の対価 以外の対価】	迎車料:150円(5kmまで) 介助料:無	迎車料:400円 介助料:1,200円	迎車料:100円 介助料:無	迎車料:300円 介助料:500円	
	【総合計】	500円	3,250円	920円	1,550円	

※旅客の範囲:イ.身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者/ロ.精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者/ハ.障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者/ニ.介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者/ヘ.介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者/ホ.介護保険法施行規則第140条の62の4第2号のる基準(基本チェックリスト)に該当する者/ト.その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

法人名称	特定非営利活動法人みなみのそら				
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人				
	【法人代表者氏名】 奥山 征樹		【法人所在地】		
	【法人設立年月日】 平成18年 12月 15日		横浜市南区永田東1-6-30-21		
	事業等	※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 この法人は、要介護者に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護保険法に基づく介護予防サービス事業、介護保険法に基づく介護予防支援事業を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業を行い、地域社会の福祉活動に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動。 この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 介護保険法に基づく居宅サービス事業 (2) 介護保険法に基づく第1号事業 (3) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業 (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業 (6) 高齢者、障害(児)者に対する外出支援事業 (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業			
事業所所在地	みなみのそら ※法人住所と同じ		介護保険法事業所指定	有	障害者総合支援法事業所指定 有
運送の区域	横浜市				
	所有車両		持ち込み(貸借)車両		
使用車両 1台	福祉車両	1台 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 1台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台 任意保険等の確認 ☒ 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上		0台 設備内訳 ・寝台車 0台 ・車椅子車 0台 ・兼用車 0台 ・回転シート車 0台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	
	普通車両(セダン等)	0台 - 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上		0台 - 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	
運転者	一種免許所持者	2人	内、直近2年間免許停止処分者 0人	・認定講習 ☒ 済 2人	登録時までに取得予定 0人
	二種免許所持者	0人	内、直近2年間免許停止処分者 0人	・セダン講習等 未 0人	登録時までに取得予定 0人
	合計	2人	内、直近2年間免許停止処分者 0人		

対象者	9人	内訳												
		イ(身体障害者)		ロ(精神障害者)		ハ(知的障害者)		ニ(要介護認定者)		ホ(要支援認定者)		ヘ (チェックリスト)	ト(その他)	
		6級	人	3級	人	軽度	人	要介護1	人	要支援1	人		肢体不自由	人
		5級	人	2級	人	中度	人	要介護2	人	要支援2	人		内部障害	人
		4級	人	1級	人	重度	3人	要介護3	2人				知的障害 (認定者を除く)	人
		3級	人					要介護4	人				精神障害 (認定者を除く)	人
		2級	人					要介護5	1人				その他	人
		1級	6人											人
		6人	0人	3人	3人	0人	0人	0人						
		合計 12人 (重複:3人)												
旅客の範囲														
☐ イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 ☐ ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 ☐ ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 ☐ ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 ☐ ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 ☐ ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 ☐ ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者														
備考														
会費														
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価									
	運送の対価		タクシー運賃の約8割であること	距離制	150円/km									
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	300円									
		待機料		有	250円/10分									
		介助料	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	500円									
		添乗・付添料		有	600円/30分									
		その他 (ストレッチャー・車いす使用料等)		無										
	標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)											
		運送の対価	750円【750円(150円/km×5km)】											
		【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km)+1,672円(100円/239m:約418円/km×4km)】											
運送の対価以外の対価		迎車料:300円 介助料:500円												
総合計		1,550円												
運行管理体制	☐ 運行管理の責任者の選任 ☒ 有 ☐ 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 ☐ 整備管理責任者の選任 ☒ 有 ☐ 無 ☐ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 ☒ 有 ☐ 無 ☐ 事故発生時の連絡体制 ☒ 有 ☐ 無 ☐ 苦情対応の体制 ☒ 有 ☐ 無													
	欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に ☒ 非該当 ☐ 該当												

法人名称	社会福祉法人横浜市社会事業協会				
法人種別	社会福祉法人				
	【法人代表者氏名】 佐々木 寛志		【法人所在地】		
	【法人設立年月日】 昭和56 年 4 月 1 日		横浜市泉区下飯田町355番地		
事業等	※現在事項全部証明書より 目的及び業務 この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。 (1)第一種社会福祉事業 ア. 障害者支援施設の経営 イ. 更生施設の経営 (2)第二種社会福祉事業 ア. 老人デイサービス事業の経営 イ. 老人介護支援センターの経営 ウ. 相談支援事業の経営 エ. 地域活動支援センターの経営 オ. 障害福祉サービス事業の経営 カ. 移動支援事業の経営 キ. 老人居宅介護等事業の経営 ク. 障害児通所支援事業の経営 公益を目的とする事業 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。 (1)居宅介護支援事業 (2)地域包括支援センターの事業 (3)障害者入浴サービス事業 (4)診療所の経営 (5)訪問看護事業 収益を目的とする事業 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。 (1)太陽光発電による売電事業				
事業所所在地	横浜市多機能型拠点こまち 横浜市瀬谷区二ツ橋町489-45		介護保険法事業所 指定	無	障害者総合支援法 事業所指定 有
運送の区域	横浜市				
使用車両 7 台	所有車両			持ち込み(貸借)車両	
	福祉車両	7 台	設備内訳	0 台	設備内訳
		任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	・寝台車 0 台 ・車椅子車 7 台 ・兼用車 0 台 ・回転シート車 0 台	・寝台車 0 台 ・車椅子車 0 台 ・兼用車 0 台 ・回転シート車 0 台	
	普通車両(セダン等)	0 台	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	0 台	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
運転者	一種免許所持者	7 人	内、直近2年間免許 停止処分者 0 人	・認定講習 済 7 人 ・セダン講習等 済 7 人	登録時までに取得予定 0 人 登録時までに取得予定 0 人
	二種免許所持者	0 人	内、直近2年間免許 停止処分者 0 人	・セダン講習等 未 0 人	登録時までに取得予定 0 人
	合計	7 人	内、直近2年間免許 停止処分者 0 人		

「福祉有償運送」について、定款に追記することを依頼済み。

対象者	104人	内訳												
		イ(身体障害者)		ロ(精神障害者)		ハ(知的障害者)		ニ(要介護認定者)		ホ(要支援認定者)		ヘ (チェックリスト)	ト(その他)	
		6級	人	3級	人	軽度	人	要介護1	人	要支援1	人		肢体不自由	人
		5級	人	2級	人	中度	人	要介護2	人	要支援2	人		内部障害	人
		4級	人	1級	人	重度	1人	要介護3	人				知的障害 (認定者を除く)	人
		3級	2人					要介護4	人				精神障害 (認定者を除く)	人
		2級	8人					要介護5	人					人
		1級	93人										その他	人
		103人		0人		1人		0人		0人		0人		0人
合計 104人														
旅客の範囲														
☐ イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 ☐ ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 ☐ ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 ☐ ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 ☐ ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 ☐ ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 ☐ ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者														
備考														
会費														
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価									
	運送の対価		タクシー運賃の約8割であること	距離制	初乗り2kmまで350円。以降、150円/km加算									
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないことと認められる範囲内	有	300円									
		待機料		有	月～金:300円/15分 土・日・祝:350円/15分									
		介助料	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないことと認められる範囲内	有	月～金:300円/乗降1セット 土・日・祝:350円/乗降1セット									
		添乗・付添料		有	月～金:250円/15分 土・日・祝:300円/15分									
		その他 (ストレッチャー・車いす使用料等)		有	キャンセル料: 前日まで無料。当日8時30分を過ぎては300円									
	標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)											
		運送の対価	800円【350円(初乗2km) + 450円(150円/km × 3km)】											
		【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km) + 1,672円(100円/239m:約418円/km × 4km)】											
運送の対価以外の対価		迎車料:300円 介助料:300円												
総合計		1,400円												
運行管理体制	☐ 運行管理の責任者の選任 ☒ 有 無													
	☐ 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 ☒ 有 無													
	☐ 整備管理責任者の選任 ☒ 有 無													
	☐ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 ☒ 有 無													
	☐ 事故発生時の連絡体制 ☒ 有 無													
欠格事由	☐ 苦情対応の体制 ☒ 有 無													
	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に ☒ 非該当 ☐ 該当													

法人名称	特定非営利活動法人日本アビリティーズ協会				
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人				
	【法人代表者氏名】 伊東 弘泰		【法人所在地】		
	【法人設立年月日】 平成13 年 6 月 5 日		東京都渋谷区代々木四丁目30番3号新宿ミッドウエストビル		
	事業等	※履歴事項全部証明書より 目的 この法人は、障害者及び高齢者に対して、福祉の増進、心身の健康の回復・維持、生活環境の整備、自立生活の支援、雇用や就労の促進と支援を図る活動等を行うとともに、未来を担う子どもたちの個性の尊重と可能性の育成のための保育を实践し、加えて高齢者をはじめ、さまざまなプロフェッショナルからその蓄積された知恵と技術、経験を交流・伝承する活動等を行い、子どもたち、親、高齢者、障害者など誰もが安心・安全で暮らせる健全な社会の実現を図ることを目的とする。 《中略》 事業 この法人は、目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。 (1)障害者及び高齢者の在宅生活の支援に関する次の事業 ①ケアマネジメント事業 ②居宅介護支援事業 ③在宅介護支援センター事業 ④ショートステイ事業 ⑤デイサービス事業 ⑥移送サービス事業 ⑦地域包括支援センター事業 《以降省略》			
事業所所在地	移動サービス・奈良北 横浜市青葉区奈良町2913奈良北団地 1号棟108号		介護保険法事業所 指定	有	障害者総合支援法 事業所指定 無
運送の区域	横浜市、町田市、平塚市、大磯町				
	所有車両		持ち込み(貸借)車両		
使用車両 4 台	福祉車両	1 台 設備内訳 ・寝台車 0 台 ・車椅子車 1 台 ・兼用車 0 台 ・回転シート車 0 台 任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上		3 台 設備内訳 ・寝台車 0 台 ・車椅子車 3 台 ・兼用車 0 台 ・回転シート車 0 台 任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	
	普通車両(セダン等)	0 台 - 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上		0 台 - 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	
運転者	一種免許所持者	3 人	内、直近2年間免許停止処分者 0 人	・認定講習 済 3 人	登録時までに取得予定 0 人
	二種免許所持者	0 人	内、直近2年間免許停止処分者 0 人	・セダン講習等 未 0 人	登録時までに取得予定 0 人
	合計	3 人	内、直近2年間免許停止処分者 0 人		

対象者	43人	内訳						
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)
		6級 人	3級 人	軽度 2人	要介護1 12人	要支援1 3人		肢体不自由 人
		5級 1人	2級 人	中度 人	要介護2 9人	要支援2 5人	人	内部障害 人
		4級 人	1級 人	重度 人	要介護3 2人			知的障害 (認定者を除く) 人
		3級 1人			要介護4 3人			精神障害 (認定者を除く) 人
		2級 1人			要介護5 1人			その他 3人
		1級 3人						
		6人	0人	2人	27人	8人	0人	3人
		合計 46人 (重複:3人)						
旅客の範囲								
☐ イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 ☐ ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 ☐ ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 ☐ ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 ☐ ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 ☐ ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 ☐ ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者								
備考 【ホ:要支援】・難病、歩行にふらつきがある。・足を上げづらく、介助がないと車両に乗り込めない。・歩行器利用等【ト:その他】・圧迫骨折による腰痛がひどく、単独歩行困難。・リウマチ性多発筋痛症・脊柱管狭窄症【ヘ:チェックリスト対象者】現在は該当要件の利用者はいないが、受入体制は整えてあるため旅客の範囲の登録維持								
会費	入会金:500円、年会費:3,000円							
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価			
	運送の対価		タクシー運賃の約8割であること	距離制	250円/km			
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないことと認められる範囲内	有	330円			
		待機料		有	330円/15分			
		介助料		有	1,100円(車いす利用での乗降の場合)			
		添乗・付添料		有	1,100円/30分			
その他 (ストレッチャー・車いす使用料等)		提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないことと認められる範囲内	有	車いす使用料 330円(1回) リクライニング車いす使用料 1,100円 ロケーション(床ずれ防止)使用料 550円 駐車料金・有料道路使用料金:自費 キャンセル料 ①前々日まで無料②前日290円③当日580円				
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)						
	運送の対価	1,250円【250円/km × 5km】						
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km) + 1,672円(100円/239m:約418円/km × 4km)】						
	運送の対価以外の対価	迎車料:330円 介助料:1,100円						
	総合計	2,680円						
運行管理体制	☐ 運行管理の責任者の選任 ☒ 有 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 ☐ 整備管理責任者の選任 ☒ 有 無 ☐ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 ☒ 有 無 ☐ 事故発生時の連絡体制 ☒ 有 無 ☐ 苦情対応の体制 ☒ 有 無							
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に ☐ 非該当 ☒ 該当							

法人名称	特定非営利活動法人あさひ				
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人				
	【法人代表者氏名】 鷹箸 勝雄		【法人所在地】		
	【法人設立年月日】 平成25 年 12 月 13 日		横浜市旭区若葉台三丁目9番901号		
事業等	※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 この法人は、身体障害者や高齢者の外出時の送迎を行う活動や、買い物を支援する活動を通じて、福祉の増進に寄与する事を目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動。 (2) まちづくりの推進を図る活動。 (3) 地域安全活動。 (4) 消費者の保護を図る活動。 この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 福祉有償運送事業。 (2) 買い物支援サービス事業。 (3) その他上記の目的に係る事業。				
事業所所在地	※法人に同じ		介護保険法事業所指定	無	障害者総合支援法事業所指定 無
運送の区域	横浜市				
使用車両 18 台	所有車両			持ち込み(貸借)車両	
	福祉車両	1 台	設備内訳 ・ 寝台車 0 台 ・ 車椅子車 1 台 ・ 兼用車 0 台 ・ 回転シート車 0 台	1 台	設備内訳 ・ 寝台車 0 台 ・ 車椅子車 0 台 ・ 兼用車 0 台 ・ 回転シート車 1 台
		任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上		任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	
	普通車両(セダン等)	0 台	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	16 台	任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上
運転者	一種免許所持者	16 人	内、直近2年間免許停止処分者 1 人 ・認定講習 済 16 人 ・セダン講習等 済 16 人	登録時までに取得予定 0 人	登録時までに取得予定 0 人
	二種免許所持者	1 人	内、直近2年間免許停止処分者 0 人 ・セダン講習等 済 1 人	登録時までに取得予定 0 人	登録時までに取得予定 0 人
	合計	17 人	内、直近2年間免許停止処分者 1 人		

対象者	188人	内訳						
		イ(身体障害者)	ロ(精神障害者)	ハ(知的障害者)	ニ(要介護認定者)	ホ(要支援認定者)	ヘ(チェックリスト)	ト(その他)
		6級 1人	3級 2人	軽度 1人	要介護1 8人	要支援1 14人		肢体不自由 43人
		5級 1人	2級 5人	中度 6人	要介護2 18人	要支援2 20人		内部障害 7人
		4級 3人	1級 3人	重度 27人	要介護3 3人			知的障害(認定者を除く) 1人
		3級 10人			要介護4 3人			精神障害(認定者を除く) 1人
		2級 10人			要介護5 1人			その他 4人
		1級 26人						
		51人	10人	33人	32人	34人	0人	54人
		合計 214人 (重複:26名)						
旅客の範囲								
☐ イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 ☐ ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 ☐ ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 ☐ ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 ☐ ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 ☐ ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 ☐ ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者								
備考 【ホ(要支援認定者)】・ふらつき等あるため単独での歩行困難 【ト(その他)】・歩行に介助が必要(シルバーカー等利用有)。 ・末期癌等								
会費	入会金2,000円、年会費3,000円							
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価			
	運送の対価		タクシー料金の概ね2分の1の範囲内	距離制	200円/km			
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	10km未満 400円 10km以上20km未満 500円 20km以上30km未満 800円 30km以上 1,000円			
		待機料		有	400円/30分(10分までは無料)			
		介助料		有	車の乗降介助は無料 階段・スロープ等の車いす介助 500円/片道			
		添乗・付添料	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	院内及び店舗等での付添 500円/1回			
		その他(ストレッチャー・車いす使用料等)		有	休日・時間外は2割増 有料道路・駐車料金 実費 福祉車両設備使用料 500円/片道			
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)						
	運送の対価	1,000円【200円/km × 5km】						
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km) + 1,672円(100円/239m:約418円/km × 4km)】						
	運送の対価以外の対価	迎車料:400円(10km未満) 介助料:無料						
	総合計	1,400円						
運行管理体制	☐ 運行管理の責任者の選任 ☒ 有 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 ☐ 整備管理責任者の選任 ☒ 有 無 ☐ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 ☒ 有 無 ☐ 事故発生時の連絡体制 ☒ 有 無 ☐ 苦情対応の体制 ☒ 有 無							
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に ☐ 非該当 ☒ 該当							

法人名称	特定非営利活動法人NPO湘南クリエイティブサービス				
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人				
	【法人代表者氏名】 田中 徹郎		【法人所在地】		
	【法人設立年月日】 平成15 年 4 月 11 日		神奈川県逗子市沼間1-4-50		
事業等	※履歴事項全部証明書より この法人は、福祉増進の支援、まちづくりの支援、環境保全の支援を行い、もって健全で幸せな社会の構築に、寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動行う。 (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2)まちづくりの促進を図る活動 (3)環境の保全を図る活動 この法人は、上記の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 (1)一般乗用旅客自動車運送事業 (2)行政の政策に対応した住みよいまちづくり推進事業 (3)行政の政策に対応した環境保全事業 (4)知的障害者のグループホームに関する事業 (5)介護保険法に基づく介護予防サービス及び第1号訪問事業 (6)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 (7)児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 (8)介護保険法に基づく居宅サービス事業 (9)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業 (10)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業 (11)児童福祉法に基づく障害児相談支援事業 (12)介護保険法に基づく居宅介護支援事業 「福祉有償運送」について、定款に追記することを依頼済み。				
事業所所在地	湘南クリエイティブサービス 八景事業所 横浜市金沢区瀬戸3-54泉ビル2階		介護保険法事業所 指定	無	障害者総合支援法 事業所指定 有
運送の区域	横浜市				
使用車両 4 台	所有車両			持ち込み(貸借)車両	
	福祉車両	0 台 設備内訳 ・ 寝台車 0 台 ・ 車椅子車 0 台 ・ 兼用車 0 台 ・ 回転シート車 0 台	0 台 設備内訳 ・ 寝台車 0 台 ・ 車椅子車 0 台 ・ 兼用車 0 台 ・ 回転シート車 0 台	任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	
	普通車両(セダン等)	3 台 任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	1 台 任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上		
運転者	一種免許所持者	4 人 内、直近2年間免許停止処分者	0 人 ・認定講習 済 4 人 ・セダン講習等 済 4 人	登録時までに取得予定	0 人
	二種免許所持者	0 人 内、直近2年間免許停止処分者	・セダン講習等 未 0 人	登録時までに取得予定	0 人
	合計	4 人 内、直近2年間免許停止処分者	0 人		

対象者	8人	内訳												
		イ(身体障害者)		ロ(精神障害者)		ハ(知的障害者)		ニ(要介護認定者)		ホ(要支援認定者)		ヘ (チェックリスト)	ト(その他)	
		6級	人	3級	人	軽度	人	要介護1	人	要支援1	人		肢体不自由	人
		5級	人	2級	人	中度	人	要介護2	人	要支援2	人		内部障害	人
		4級	人	1級	人	重度	8人	要介護3	人				知的障害 (認定者を除く)	人
		3級	人					要介護4	人				精神障害 (認定者を除く)	人
		2級	人					要介護5	人					人
		1級	人										その他	人
		0人		0人		8人		0人		0人		0人	0人	
		合計 8人												
旅客の範囲 ☐ イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 ☐ ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 ☐ ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 ☐ ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 ☐ ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 ☐ ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 ☐ ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者														
備考 【イ:身体障害者】現在は利用者がいないが、体制は整っているため、旅客の範囲は縮小しない。														
会費														
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価									
	運送の対価		タクシー運賃の約8割であること	距離制	初乗り10kmまで350円 以降、200円/km加算									
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	有	5kmまで150円 6km以上一律200円									
		待機料		無										
		介助料	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないと認められる範囲内	無										
		添乗・付添料		無										
その他 (ストレッチャー・車いす使用料等)		無												
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)												
	運送の対価	350円【初乗り10kmまで350円】												
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km) + 1,672円(100円/239m:約418円/km × 4km)】												
	運送の対価以外の対価	迎車料:150円(5kmまで) 介助料:無												
	総合計	500円												
運行管理体制	☐ 運行管理の責任者の選任 ☒ 有 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 ☐ 整備管理責任者の選任 ☒ 有 無 ☐ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 ☒ 有 無 ☐ 事故発生時の連絡体制 ☒ 有 無 ☐ 苦情対応の体制 ☒ 有 無													
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に				☐ 非該当 ☒ 該当									

法人名称	特定非営利活動法人ライフサポート横浜				
法人種別	特定非営利活動(NPO)法人				
	【法人代表者氏名】 鈴木 広明		【法人所在地】		
	【法人設立年月日】 平成21 年 8 月 18 日		横浜市泉区弥生台67番地2		
事業等	※履歴事項全部証明書より 目的及び事業 この法人は、高齢者、障害者、病弱者に対して、介護保険法に基づく介護サービス事業、及び送迎サービス等に関する福祉事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 この法人は、上記の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。 1 介護保険法に基づく居宅サービス及び介護予防サービス事業 2 高齢者、障害者、病弱者を対象とする一般乗用旅客自動車運送事業 3 その他、この法人の目的を達成するために必要な事業 「福祉有償運送」について、定款に追記することを依頼済み。				
事業所所在地	※法人に同じ		介護保険法事業所指定	有	障害者総合支援法事業所指定 有
運送の区域	横浜市				
使用車両 2 台	所有車両			持ち込み(貸借)車両	
	福祉車両	2 台	設備内訳 ・ 寝台車 0 台 ・ 車椅子車 2 台 ・ 兼用車 0 台 ・ 回転シート車 0 台	0 台	設備内訳 ・ 寝台車 0 台 ・ 車椅子車 0 台 ・ 兼用車 0 台 ・ 回転シート車 0 台
		任意保険等の確認 ・ 対人無制限 ・ 対物1,000万円以上		任意保険等の確認 ・ 対人無制限 ・ 対物1,000万円以上	
	普通車両(セダン等)	0 台	任意保険等の確認 ・ 対人無制限 ・ 対物1,000万円以上	0 台	任意保険等の確認 ・ 対人無制限 ・ 対物1,000万円以上
運転者	一種免許所持者	1 人	内、直近2年間免許停止処分者 0 人 ・ 認定講習 済 1 人 ・ セダン講習等 済 1 人	登録時までに取得予定 0 人	登録時までに取得予定 0 人
	二種免許所持者	1 人	内、直近2年間免許停止処分者 0 人 ・ セダン講習等 済 1 人	登録時までに取得予定 0 人	登録時までに取得予定 0 人
	合計	2 人	内、直近2年間免許停止処分者 0 人		

対象者	72人	内訳														
		イ(身体障害者)		ロ(精神障害者)		ハ(知的障害者)		ニ(要介護認定者)		ホ(要支援認定者)		ヘ(チェックリスト)		ト(その他)		
		6級	人	3級	人	軽度	人	要介護1	15人	要支援1	人			肢体不自由	人	
		5級	人	2級	人	中度	人	要介護2	21人	要支援2	2人	人		内部障害	人	
		4級	人	1級	人	重度	4人	要介護3	10人					知的障害 (認定者を除く)	人	
		3級	人					要介護4	10人					精神障害 (認定者を除く)	人	
		2級	3人					要介護5	5人					その他	人	
		1級	2人												人	
																人
		5人		0人		4人		61人		2人		0人		0人		
合計 72人																
旅客の範囲																
☐ イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 ☐ ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 ☐ ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 ☐ ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 ☐ ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 ☐ ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 ☐ ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者																
備考 【ホ(要支援認定者)】・脳梗塞やがんを患っている																
会費																
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価											
	運送の対価		タクシー運賃の約8割であること	距離制	初乗り1kmまで330円 以後1kmごとに330円											
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないことと認められる範囲内	有	400円											
		待機料		有	400円/15分											
		介助料	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないことと認められる範囲内	有	①介護保険又は障害福祉サービスを利用した場合 法で定められた自己負担割合分 ②上記以外の場合 平日:1,200円、土日祝:1,500円											
		添乗・付添料		有	①介護保険又は障害福祉サービスを利用した場合 法で定められた自己負担割合分 ②上記以外の場合 1,250円/30分											
	その他 (ストレッチャー・車いす使用料等)		有	電動ウインチ使用料:200円												
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)														
	運送の対価	1,650円【330円(初乗り1kmまで)+1,320円(330円/km×4km)】														
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km)+1,672円(100円/239m:約418円/km×4km)】														
	運送の対価以外の対価	迎車料:400円 介助料:1,200円														
	総合計	3,250円														
運行管理体制	☐ 運行管理の責任者の選任 ☒ 有 ☐ 無 車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済 ☐ 整備管理責任者の選任 ☒ 有 ☐ 無 ☐ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 ☒ 有 ☐ 無 ☐ 事故発生時の連絡体制 ☒ 有 ☐ 無 ☐ 苦情対応の体制 ☒ 有 ☐ 無															
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に				☐ 非該当 ☒ 該当											

法人名称	社会福祉法人誠幸会				
法人種別	社会福祉法人				
	【法人代表者氏名】 鈴木 太郎		【法人所在地】		
	【法人設立年月日】 平成8 年 3 月 27 日		横浜市泉区上飯田町字庚申塚2083番1		
	事業等	※履歴事項全部証明書より 目的及び業務 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。 (1)第一種社会福祉事業 (イ)特別養護老人ホームの経営 (ロ)軽費老人ホームの経営 (ハ)障害者支援施設の経営 (2)第二種社会福祉事業 (イ)老人デイサービス事業の経営 (ロ)老人短期入所事業の経営 (ハ)老人居宅介護等事業の経営 (ニ)認知症対応型老人共同生活援助事業の経営 (ホ)障害福祉サービス事業の経営 (ヘ)移動支援事業の経営 (ト)特定相談支援事業の経営 (チ)生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業の経営 (リ)保育所の経営 (ヌ)一時預かり事業の経営 公益を目的とする事業 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。 (1) 居宅介護支援事業 (2) 在宅生活支援ホームヘルプ事業の受託経営 (3) 地域包括支援センター事業 (4) 介護予防支援事業所 (5) 福祉有償移送サービス (6) 地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業 (7) 訪問看護事業 (8) サービス付き高齢者向け住宅の事業 (9) 横浜市高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 (10)企業手動型保育事業			
事業所所在地	泉の郷 横浜市泉区上飯田町2083-1		介護保険法事業所指定	有	障害者総合支援法事業所指定 有
運送の区域	横浜市				
	所有車両		持ち込み(貸借)車両		
使用車両 5 台	福祉車両	4 台 設備内訳 ・ 寝台車 0 台 ・ 車椅子車 4 台 ・ 兼用車 0 台 ・ 回転シート車 0 台 任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	0 台 設備内訳 ・ 寝台車 0 台 ・ 車椅子車 0 台 ・ 兼用車 0 台 ・ 回転シート車 0 台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上		
	普通車両(セダン等)	1 台 - 任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	0 台 - 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上		
運転者	一種免許所持者	4 人 内、直近2年間免許停止処分者 0 人 ・認定講習 済 4 人 登録時までに取得予定 0 人 ・セダン講習等 済 4 人 登録時までに取得予定 0 人			
	二種免許所持者	1 人 内、直近2年間免許停止処分者 0 人 ・セダン講習等 済 1 人 登録時までに取得予定 0 人			
	合計	5 人 内、直近2年間免許停止処分者 0 人			

対象者	72人	内訳																											
		イ(身体障害者)		ロ(精神障害者)		ハ(知的障害者)		ニ(要介護認定者)		ホ(要支援認定者)		ヘ(チェックリスト)		ト(その他)															
		6級	人	3級	人	軽度	人	要介護1	12人	要支援1	3人			肢体不自由	人														
		5級	人	2級	人	中度	人	要介護2	24人	要支援2	5人	人		内部障害	人														
		4級	人	1級	人	重度	人	要介護3	13人					知的障害 (認定者を除く)	人														
		3級	人					要介護4	9人					精神障害 (認定者を除く)	人														
		2級	人					要介護5	6人					その他	人														
		1級	人																										
		0人		0人		0人		64人		8人		0人		0人															
		合計 72人																											
旅客の範囲																													
<table border="1"> <tr><td>イ</td><td>身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者</td></tr> <tr><td>ロ</td><td>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者</td></tr> <tr><td>ハ</td><td>障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者</td></tr> <tr><td>ニ</td><td>介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者</td></tr> <tr><td>ホ</td><td>介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者</td></tr> <tr><td>ヘ</td><td>介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者</td></tr> <tr><td>ト</td><td>その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者</td></tr> </table>																イ	身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者	ロ	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者	ハ	障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者	ニ	介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者	ホ	介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者	ヘ	介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者	ト	その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者
イ	身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者																												
ロ	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者																												
ハ	障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者																												
ニ	介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者																												
ホ	介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者																												
ヘ	介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者																												
ト	その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者																												
備考 【ホ(要支援認定者)】・下肢筋力低下や痛みがある ・精神疾患がある ・心臓手術後、移動に介助が必要																													
会費																													
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価																								
	運送の対価		タクシー運賃の約8割であること	距離制	初乗り1kmまで180円、以降、160円/km加算																								
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないことと認められる範囲内	有	100円																								
		待機料		有	500円/30分																								
		介助料	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないことと認められる範囲内	有	無料 但し、車いすへの移乗や車いすでの階段昇降(5段以上)の場合は、500円(片道)																								
		添乗・付添料		有	500円/30分																								
その他 (ストレッチャー・車いす使用料等)		無																											
標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)																											
	運送の対価	820円【180円(初乗り1kmまで)+640円(160円/km×4km)】																											
	【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km)+1,672円(100円/239m:約418円/km×4km)】																											
	運送の対価以外の対価	迎車料:100円 介助料:無料(車いす介助無)																											
	総合計	920円																											
運行管理体制	<table border="0"> <tr> <td>○ 運行管理の責任者の選任</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 整備管理責任者の選任</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>○ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>○ 事故発生時の連絡体制</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>○ 苦情対応の体制</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> </table>					○ 運行管理の責任者の選任	有	無	車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済			○ 整備管理責任者の選任	有	無	○ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統	有	無	○ 事故発生時の連絡体制	有	無	○ 苦情対応の体制	有	無						
○ 運行管理の責任者の選任	有	無																											
車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済																													
○ 整備管理責任者の選任	有	無																											
○ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統	有	無																											
○ 事故発生時の連絡体制	有	無																											
○ 苦情対応の体制	有	無																											
欠格事由	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に				非該当 該当																								

法人名称	社会福祉法人訪問の家				
法人種別	社会福祉法人				
	【法人代表者氏名】 名里 晴美		【法人所在地】		
	【法人設立年月日】 昭和60 年 12 月 19 日		横浜市栄区桂台中4番7号		
	事業等	※履歴事項全部証明書より 目的 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。 1. 第二種社会福祉事業 (イ)障害福祉サービス事業の経営 (ロ)地域活動支援センターの経営 (ハ)相談支援事業の経営 (ニ)移動支援事業の経営 (ホ)老人居宅介護等事業の経営 (ヘ)老人デイサービス事業の経営 (ト)老人介護支援センターの経営 (チ)障害児通所支援事業の経営 2. 社会福祉法第26条の規定による公益事業 (1)診療所事業 (2)地域生活支援事業 (3)居宅介護支援事業 (4)地域包括支援センター事業 (5)地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業 (6)基幹相談支援センター事業 (7)介護予防・生活支援サービス事業(通所型サービスB) 3. 社会福祉士及び介護福祉士法附則第6条に定める喀痰吸引等登録研修機関として介護職員等を対象として研修の事業を行う。			
事業所所在地	社会福祉法人訪問の家 ヘルパーステーションさくら草 横浜市栄区柏陽2-23		介護保険法事業所 指定	有	障害者総合支援法 事業所指定
運送の区域	横浜市				
	所有車両		持ち込み(貸借)車両		
使用車両 4 台	福祉車両	3 台 設備内訳 ・寝台車 0 台 ・車椅子車 3 台 ・兼用車 0 台 ・回転シート車 0 台 任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上		0 台 設備内訳 ・寝台車 0 台 ・車椅子車 0 台 ・兼用車 0 台 ・回転シート車 0 台 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	
	普通車両(セダン等)	1 台 - 任意保険等の確認 済 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上		0 台 - 任意保険等の確認 ・対人無制限 ・対物1,000万円以上	
運転者	一種免許所持者	6 人	内、直近2年間免許停止処分者 0 人	・認定講習 済 6 人	登録時までに取得予定 0 人
	二種免許所持者	0 人	内、直近2年間免許停止処分者 0 人	・セダン講習等 未 0 人	登録時までに取得予定 0 人
	合計	6 人	内、直近2年間免許停止処分者 0 人		

福祉有償移動サービスについて、
定款に追加することを依頼済。

対象者	41人	内訳												
		イ(身体障害者)		ロ(精神障害者)		ハ(知的障害者)		ニ(要介護認定者)		ホ(要支援認定者)		ヘ (チェックリスト)	ト(その他)	
		6級	人	3級	人	軽度	人	要介護1	人	要支援1	人		肢体不自由	人
		5級	人	2級	人	中度	人	要介護2	人	要支援2	人		内部障害	人
		4級	人	1級	人	重度	3人	要介護3	人				知的障害 (認定者を除く)	人
		3級	1人					要介護4	人				精神障害 (認定者を除く)	人
		2級	2人					要介護5	人					人
		1級	35人										その他	人
														人
			38人		0人		3人		0人		0人		0人	
合計 41人														
旅客の範囲														
☐ イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者 ☐ ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 ☐ ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 ☐ ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 ☐ ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 ☐ ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(チェックリスト)に該当する者 ☐ ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者														
備考														
会費														
対価(料金)	対価区分	内容	判断基準		対価									
	運送の対価		タクシー運賃の約8割であること	距離制	初乗り2kmまで300円、以降、150円/km加算									
	運送の対価以外の対価	迎車料	他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないことと認められる範囲内	有	300円									
		待機料		有	150円/10分									
		介助料	提供されるサービスの具体的な内容、他団体における同様のサービス等と比較し、高額でないことと認められる範囲内	有	【障害福祉サービス利用の場合】利用者負担割合分 【実費の場合】500円/片道									
		添乗・付添料		有	1,000円/時間									
		その他 (ストリッシャー・車いす使用料等)		無										
	標準的な利用による対価(料金)	例	5km離れた病院へ送迎した場合(片道)											
		運送の対価	750円【300円(初乗り2kmまで)+450円(150円/km×3km)】											
		【参考:タクシー料金】 ※運送の対価の部分	2,130円 【458円(初乗1.091kmまで500円:約458円/km)+1,672円(100円/239m:約418円/km×4km)】											
運送の対価以外の対価		迎車料:300円 介助料:500円												
総合計		1,550円												
運行管理体制	○ 運行管理の責任者の選任	有			無									
	車両5両以上の場合、道路運送法施行規則で規定する資格を取得済	有			無									
	○ 整備管理責任者の選任	有			無									
	○ 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統	有			無									
	○ 事故発生時の連絡体制	有			無									
欠格事由	○ 苦情対応の体制	有			無									
	登録を受けようとする者は、道路運送法第79条の4第1号から第4号に	非該当			該当									

【資料12】

令和6年度第2回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会 変更報告一覧

	法人名称	横浜市への届出日	変更内容	新	旧
1	福祉クラブ生活協同組合	R6.6.27	法人の代表者の変更	有賀 恵子	大場 英美
2	特定非営利活動法人あやめ会	R6.6.27	車両の増車	セダン等 10台(+1台)	セダン等 9台
3	社会福祉法人横浜市社会事業協会	R6.7.3	車両の増車	車いす車 7台(+2台)	車いす車 5台
4	特定非営利活動法人いっぱい障がい者地域生活サポート会	R6.7.16	法人の代表者の変更	福井 重雄	瀬崎 忠雄
5	特定非営利活動法人障害福祉支援もえぎ	R6.7.19	車両の減車	セダン等 2台(-2台) 【理由:車両故障・劣化のため】	セダン等 4台
6	特定非営利活動法人総ぐるみ福祉の会	R6.7.29	車両の減車	車いす車 5台 回転シート車 0台(-1台) セダン等 2台 【理由:老朽化のため】	車いす車 5台 回転シート車 1台 セダン等 2台
7	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会	R6.7.30	車両の減車	車いす車 2台 回転シート車 2台 セダン等 5台(-1台) 【理由:運転者が退職したため】	車いす車 2台 回転シート車 2台 セダン等 6台
8	福祉クラブ生活協同組合	R6.8.13	車両の増車	【ららむーぶ南】 車いす車 2台 セダン等 9台(+1台)	【ららむーぶ南】 車いす車 2台 セダン等 8台
9	特定非営利活動法人たすけあいあさひ	R6.8.14	法人の代表者の変更	川瀬 久美子	牧野 洋子
10	特定非営利活動法人あやめ会	R6.8.15	車両の減車	セダン等 9台(-1台) 【理由:運転者(持込車両有)の退職のため】	セダン等 10台
11	社会福祉法人たすけあい泉	R6.8.23	車両の種類の変更を伴う車両の入替	車いす車 6台(-2台) セダン等 10台(+1台) 【理由:所有者都合により、福祉車両2台減車】	車いす車 8台 セダン等 9台
			車両の減車		
12	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会	R6.9.3	車両の増車	車いす車 3台(+1台) 回転シート車 2台 セダン等 6台(+1台)	車いす車 2台 回転シート車 2台 セダン等 5台
13	特定非営利活動法人アイ・介護サービス	R6.9.13	法人の代表者の変更	櫻井 勝之	井上 朋勝
			車両の減車	車いす車 3台 回転シート車 2台 セダン等 11台(-2台) 【理由:稼働の少なくなった旧式車両を廃車したため】	車いす車 3台 回転シート車 2台 セダン等 13台
14	特定非営利活動法人愛心健康福祉友の会	R6.9.27	廃止	廃止年月日:令和6年9月1日 【理由:人手不足のため】	

	法人名称	横浜市への届出日	変更内容	新	旧
15	福祉クラブ生活協同組合	R6.10.1	車両の減車	【ららむーぶ南】 車いす車 2台 セダン等 8台(-1台) 【理由:運転者の退職のため】	【ららむーぶ南】 車いす車 2台 セダン等 9台
16	福祉クラブ生活協同組合	R6.10.1	車両の種類の変更を伴う車両の入替	【ららむーぶ港南】 車いす車 2台(うち軽0台) セダン等 8台(うち軽2台)	【ららむーぶ港南】 車いす車 2台(うち軽0台) セダン等 7台(うち軽2台)
17	公益社団法人北汲沢地域総合福祉活動委員会	R6.10.4	車両の減車	セダン等 6台(-1台) 【理由:運転者の退職のため】	セダン等 7台
18	特定非営利活動法人鶴の仲間	R6.10.8	車両の増車	車いす車 4台 セダン等 15台(+1)	車いす車 4台 セダン等 14台
19	特定非営利活動法人元気福祉就労支援ボランティア	R6.10.8	廃止	廃止年月日:令和6年9月30日 【理由:無料で送迎するため(登録不要)】	
20	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブふれあい都筑	R6.10.8	法人の代表者の変更	盛 淳子	石田 ひで子
			車両の増車	車いす車 0台(-2台) セダン等 3台(+1台) 【理由:障害福祉事業所を辞めたため、車いす車を処分し、利用者対応のため、セダン等車両を増車】	車いす車 2台 セダン等 2台
			車両の減車		
21	特定非営利活動法人総ぐるみ福祉の会	R6.12.3	車両の増車	車いす車 5台 セダン等 3台(+1台)	車いす車 5台 セダン等 2台
22	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会	R6.12.6	車両の減車	車いす車 3台 回転シート車 2台 セダン等 5台(-1台) 【理由:車両買い替えによる持込車の減】 変更年月日:令和6年11月18日	車いす車 3台 回転シート車 2台 セダン等 6台
23			車両の減車	車いす車 3台 回転シート車 1台(-1台) セダン等 5台 【理由:運転者の活動休止に伴う減車】 変更年月日:令和6年11月23日	車いす車 3台 回転シート車 2台 セダン等 5台
24			車両の種類の変更を伴う車両の入替	車いす車 3台(うち軽3台) 回転シート車 1台 セダン等 5台 変更年月日:令和6年11月27日	車いす車 3台(うち軽2台) 回転シート車 1台 セダン等 5台
25			車両の増車	車いす車 3台 回転シート車 2台(+1台) セダン等 5台 変更年月日:令和6年12月6日	車いす車 3台 回転シート車 1台 セダン等 5台
26	特定非営利活動法人暮らしサポートの会福ちゃんパワー	R6.12.9	廃止	廃止年月日:令和6年12月1日 【理由:法人解散のため】	
27	特定非営利活動法人あさひ	R6.12.11	車両の減車	車いす車 1台 回転シート車 1台 セダン等 16台(-1台) 【理由:持込車両の運転者が体調不良のため退職】	車いす車 1台 回転シート車 1台 セダン等 17台
28	特定非営利活動法人だんだんの樹	R6.12.18	事務所の住所の変更	横浜市泉区弥生台27番地2	横浜市泉区領家二丁目6番地の1
			法人の代表者の変更	野網 克美	服部 恵津子

	法人名称	横浜市への届出日	変更内容	新	旧
29	特定非営利活動法人ピーグリーン	R7.1.6	車両の増車 車両の種類の変更を伴う車両の入替	車いす車 3台(+3台) セダン等 1台(-1台)	車いす車 0台 セダン等 2台

【資料 13】
事故報告について（1 団体）

【資料14-1】

令和6年度2回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会 行政処分等に係る通知一覧

	実施団体	違反内容	処分内容	処分の時期
1	実施団体A	実施団体の運転者が、道路交通法の違反により、運転免許停止処分を受けたにもかかわらず、当該運転者に対し、適性診断を受診させないで運転業務を再開させていたこと。 （道路運送法第79条の9第1項及び同法施行規則第51条の16第2項）	警告書	令和6年12月19日

【資料 14-2】

行政処分等に係る通知（運転者要件確認の義務違反）について

違反内容

実施団体の運転者が、道路交通法の違反により、運転免許停止処分を受けたにもかかわらず、当該運転者に対し、適性診断を受診させないで運転業務を再開させていたこと。

（道路運送法第 79 条の 9 第 1 項及び同法施行規則第 51 条の 16 第 2 項）

<参考>

道路運送法（昭和二十六年六月一日法律第百八十三号）

（輸送の安全及び旅客の利便の確保）

第七十九条の九 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者の乗務の管理その他の運行の管理、自家用有償旅客運送自動車への当該自動車である旨の表示その他の旅客に対する適切な情報の提供その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な事項として国土交通省令で定めるものを遵守しなければならない。

道路運送法施行規則（昭和二十六年八月十八日運輸省令第七十五号）

（自家用有償旅客運送自動車の運転者）

第五十一条の十六 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合にあつては、道路交通法 に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者又は同法 に規定する第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去二年以内において停止されていない者であつて、次に掲げる要件のいずれかを備える者でなければ、その自家用有償旅客運送自動車の運転をさせてはならない。

一 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。

二 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者が死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号、第三号又は第四号に掲げる障害を受けた者をいう。）が生じた事故を引き起こした場合その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合には、当該運転者に対して、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項 の適性診断を受けさせなければならない。

「福祉有償運送ガイドブック」

Ⅱ．福祉有償運送について

4．輸送の安全及び旅客の利便の確保

（１）運転者の要件

《留意事項》

○ 運転者の要件

第一種運転免許保有者であって、「その効力が過去２年以内において停止されていない者」の要件は、地域の実情に応じて、運営協議会において、２年以上に定めることができることとされています。

○ 適性診断を受診しなければならない場合

運送者は、登録後に、死者又は重傷者を生じた事故を惹起した運転者や運転免許停止以上の処分を受けることとなった運転者について、独立行政法人自動車事故対策機構等が実施する適性診断を受診させ、運転免許の停止が解除された後でなければ運転を再開させてはなりません。

○ 運転者の増、減員を行う場合には、運輸支局等への届出は必要ありません。しかし、運転者の要件の確認など、運転者の管理をその都度適切に行う必要があります。

福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について

平成 29 年 11 月から横浜市に登録のある団体へ道路運送法第 94 条 4 の規定に基づき安全確保の確認のため訪問を開始しました。令和 6 年 6 月から 12 月まで 15 団体を訪問しました。

今回は、令和 6 年 6 月から 12 月までの訪問結果をご報告させていただきます。

福祉有償運送ガイドブックに定められた各種台帳や記録が適正に実施されているかなど大きくわけて 9 項目の視点から確認を行っています。

- ・今回は、令和 6 年度第 2 回運営協議会で、更新申請の対象事業所を中心に訪問しました。
- ・団体からの聞き取りでは、運転者の高齢化や確保の難しさ等の話がありました。また運転者の育成に関する講習等の情報も教えてほしいという要望がありました。
- ・「1 名簿の管理」については、「名簿」と「身体状況等、態様ごとの会員数」の作成がない団体が 1 件、旅客の身体状況等の要件確認が不十分な団体が 4 件ありました。
- ・「2 車両」に係る確認項目では、使用契約書（ナンバー相違）や損害賠償保険（有効期限切れ）等の書類の保管が不十分な団体が 2 団体ありました。
- ・「3 安全な運転の確認」に係る確認項目では、誤った確認方法（自己申告やメール等）が 2 件、運送後の確認を実施していない団体が 4 件ありました。
- ・「4 乗務記録」に係る確認項目では、付添人の人数、利用時間の記載漏れが 1 件ありました。
- ・「5 運転者台帳」に係る確認事項では、運転者を辞めた日付・理由や健康状態の未記入が 8 件、作成なしが 1 件ありました。
- ・「8 表示・掲示の義務」に係る確認事項では、車内の表示の未整備や項目不足が 7 件、車内に登録証の写しを備えていない団体が 7 件ありました。

【参考】確認事項

- 1 名簿の管理について（道路運送法施行規則：第五十一条の二十九）
運送を必要とする理由の確認、旅客の範囲の届出状況、保管方法等の確認を行いました。
- 2 車両について（道路運送法：第七十九条の二 3 号）
登録台数と現在使用している車両に相違はないか、車両の損害賠償保険の確認、持込車の使用契約書の確認を行いました。
- 3 安全な運転の確認について（道路運送法施行規則：第五十一条の二十二 1 号から 3 号）
安全な運送を行っていただくために、運送前に確認すべき事項が実施されているか確認を行いました。
- 4 乗務記録について（道路運送法施行規則：第五十一条の二十二 4 号）
乗務の開始及び終了の地点、経過地点、乗車距離等必要事項を記載、保管しているか確認を行いました。
- 5 運転者台帳について（道路運送法施行規則：第五十一条の二十三）
運転者ごとの記録・必要事項の記載について確認を行いました。
- 6 事故について（道路運送法：第七十九条の十、道路運送法施行規則：第五十一条の二十五 2 号）
事故が発生した場合の連絡体制および記録を確認しました。
- 7 苦情について（道路運送法施行規則：第五十一条の三十）
利用者からの苦情の記録・保管、連絡体制について確認しました。

8 表示・掲示の義務について

（道路運送法施行規則：第五十一条の二十七、第五十一条の二十八）

運送を行う際に運転者証の表示または掲示、標章が車両の両側面に表示されているか等の確認を行いました。

9 料金表について （道路運送法：第七十九条の八、道路運送法施行規則：第五十一条の十四）

料金表の内容が変わっていないか、料金の変更は運営協議会での合意が必要であることを確認しました。

【資料 16】

横浜市福祉有償移動サービス実施団体担当者研修について

- ・開催日時：令和6年11月6日（水）9：45～11：00
- ・場所：健福センター8階 大会議室
- ・研修申込者数：22名、出席者数：19名、

【研修内容】

- ① 福祉有償運送制度説明（神奈川運輸支局）
- ② 個人情報の取扱いについて（横浜市健康福祉局福祉保健課）

【アンケート結果】

1 参加された理由（複数選択可）

選択肢	回答数	割合
利用者の安全安心確保のため	8	42%
法制度の確認	17	89%
料金変更の検討	5	26%
個人情報の取扱い	3	16%
その他	3	16%

2 福祉有償運送制度の説明について（神奈川運輸支局）

選択肢	回答数	割合
よく理解できた	5	26%
理解できた	12	63%
少しわかりづらかった	1	5%
わからなかった	0	0
記載なし	1	

3 個人情報保護制度の説明について

選択肢	回答数	割合
よく理解できた	10	53%
理解できた	8	42%
少しわかりづらかった	0	0
わからなかった	0	0
記載なし	1	

裏面あり

4 福祉有償運送を実施するにあたり、不安に思うことや課題はありますか

選択肢	回答数	割合
ある	12	63%
ない	5	26%
記載なし	2	

【「ある」と答えられた方について】（複数回答）

選択肢	回答数	割合
担い手の確保	7	58%
ドライバーの高齢化	3	25%
費用負担（ガソリン代高騰等）	3	25%
運行管理の責任者の責務	1	8 %

5 今後、どのような研修があったら参加したいですか（自由記載）

- ・ 法改正や内容について変更があった時
- ・ 他の事業者の内容を知り得ることがあれば参加したい。
- ・ 色々な情報を吸収し、生かしていきたい。
- ・ 今回のような制度のポイントの再確認や法改正された内容などを定期的に研修として開催してほしい。
- ・ もっと実体にあった事例付の講習を望む。
- ・ 事例を多く（特に事故にあった）した講習を望む。

【資料17】

地域支え合いドライバー講習について（都市整備局都市交通課）

横浜市内では、日常生活の身近な移動のため、地域の支え合いによる移動支援（ボランティア送迎や福祉有償運送）が市内各地で行われています。

この移動支援は、バス等の公共交通の利用が難しい地域では、大きな役割を担っていますが、ドライバー不足が課題の一つとなっています。

横浜市では、地域のみなさまにこの活動を知っていただくとともに、「地域支え合いドライバー」となるために必要な知識や技術を学ぶ講座を開催しました。

1 令和6年度開催概要

① 令和6年7月22・23日 戸塚区 幸和建設工業(株)会議室

② 令和6年11月19・20日 都筑区 都筑区役所

共催：健康福祉局福祉保健課・都筑区社会福祉協議会・都筑区地域ケアプラザ

2 参加者

① 4名（うち福祉有償運送団体所属者1名）

② 34名（うち福祉有償運送団体所属者5名）

3 講習内容

国土交通大臣認定講習

- ・交通空白地有償運送運転者講習
- ・福祉有償運送運転者講習・セダン等運転者講習

【参考】

令和5年度は、港北区で上記講習を開催しました。

- ・申込人数 15名
- ・参加者人数 12名（2名は全日程欠席、1名は3日目のみ欠席）
（内訳）
 - ・福祉有償運送団体に所属 : 1名
 - ・介護事務所に所属（4条ぶら下がり） : 1名
 - ・NP0でサロンへの送迎を実施（サービスB） : 2名
 - ・運送関係団体の所属なし : 8名



「運送関係団体の所属なし（8名）」の受講後の活動

- ・新たに登録不要の運送に従事（ボランティアバス・サロン送迎） : 2名
- ・新たに福祉有償運送に従事 : 1名
- ・その他（自身のタイミングで活動を検討する等） : 5名

令和6年度第1回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録	
日 時	令和6年6月24日（月）14時00分～16時00分
開催場所	横浜市役所 18階会議室（みなと6・7）
出席者	門谷委員、梅原委員、矢村委員、熊坂委員、白石委員、倉澤委員、水野委員、服部委員、西尾委員、鈴木委員、宮越委員、鈴木委員、高木委員、新井様（森下委員代理）
欠席者	藤井委員
開催形態	公開（傍聴者1名）
議 題	1 開会 2 委員紹介 3 会長及び職務代理者の選出 （横浜市福祉有償移動サービス運営協議会運営要綱） 4 横浜市福祉有償移動サービス運営協議会の体制について（都市整備局都市交通課） 5 協議事項 （1）横浜市福祉有償移動サービス運営指針改定について （2）道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議（11団体） （3）道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議（4団体） 6 報告事項 （1）道路運送法第79条登録団体の変更報告について （2）福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について （3）横浜市福祉有償移動サービス輸送実績について （4）令和5年度第2回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録
決定事項	決定事項 ・協議事項(1)から(3)までについて協議が調った
議 事	1 開会 2 委員紹介 3 会長及び職務代理者の選出 （事務局）委員の任期満了に伴う改選があった。改めて、会長及び職務代理者の選出を行う必要があるが、いかがか。 （熊坂委員）前回から引き続き、ぜひ西尾委員を会長に推薦したい。 （事務局）熊坂委員から前回から引き続き西尾委員に会長をお願いしたいという意見があった。いかがか。 （委員）異議なし。 （事務局）西尾委員に当協議会の会長をお願いしたいと思う。それでは、当協議会運営要綱第5条第2項に基づき、会務は会長が総理することとなっている。ここからの進行は、西尾会長にお願いする。 （西尾会長）今期も会長を務めさせていただくことになった。横浜市福祉有償移

動サービス運営協議会には重要な役割がある。さまざまな立場にいる方、移動交通を推進させる事業者の立場の方や権利として移動が保証されなければならない方、また相談支援をされる方が集まり、よりよい高齢者や障害者の移動を実現させていくために、みなさんからの意見を十分に伺い、前回の運営協議会での課題等をいただいたが、みなさんからの声をまとめていきたいと思っている。引き続き協力をお願いしたい。それでは、運営協議会運営要綱第5条第3項に、「会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。」となっている。横浜市健康福祉局地域福祉保健部長の高木委員にお願いをしたいと思うが、いかがか。

（委員）異議なし。

4 横浜市福祉有償移動サービス運営協議会の体制について

（西尾会長）横浜市福祉有償移動サービス運営協議会の体制について、国からの通知に基づいて、体制を統合したという説明であった。質問や意見等あるか。

（白石委員）統合するメリットは何かあるのか。

（事務局）これまでも、当運営協議会と「横浜市地域公共交通活性化協議会」は情報共有はしていたが、個々に独立して運営してきた。しっかりと（連携した）体制として位置付けることで、それぞれの部会で議論を横連携し、情報共有し、全体で政策議論していくことに意義があると思う。

（白石委員）情報を共有するだけか。

（事務局）まずは情報を共有することから始め、全体としてどこまで動議をするかを検討していきたい。

（白石委員）公共交通機関と個別移動を一緒にするのは無理があると思う。

（事務局）全体としてはこの体制で運営していくが、福祉分野の移動にかかわるものについては、引き続きこの運営協議会で協議していただく。イメージとしては、これまでも公共交通で福祉分野もとらえていたが、高齢化が進む中で公共交通ではサービスが届けづらい部分や移動を促進することで介護予防につながるなど、交通全体として考えていくことも増えている。白石委員のご意見のとおり、都市整備局都市交通課で福祉の移動サービスを議論することはなかなか難しいが、市民の方に幅広く支援ができるかを考えていかなければいけないと思う。一体化して、すべての部分を検討することは難しいが、隙間の部分を少しでは減らせるよう議論できればと思う。

（白石委員）公共交通機関の活性化ということで一番の問題はドライバー不足だと考えるが、そのことは解決できるのか。

（事務局）公共交通の大きな課題の一つとして運転手不足が挙げられる。バスやタクシー事業でも運転手不足が課題となっている。運転手を増やしていくということは施策として難しいが、例えば、バス路線であれば、長距離路線の効率化を検討することや、バス路線を再編し

ながら限られた運転手でサービスを持続していくことをバス事業者と議論していくという取り組みを現在行っている。

(白石委員) 福祉有償運送がどう絡んでいくのか。

(事務局) 今までは、それぞれの協議体が独立して運営していたため、組織立って横連携がなされていなかった。今回、一本化されたことで、交通施策の課題を共有していくことが大事になってくる。その中で、福祉有償移動サービス運営協議会でも何ができるか、今後この体制の中で考えていくことが一番の目的である。まずは公共交通と課題を共有・認識することから始めていきたい。

(白石委員) 頑張ってください。

(西尾委員) 運営協議会の名称や事務局の変更はなく、全体としてこのような体制の位置づけになっていくということだ。高齢者や障害者の移動の確保についての議論もしていきたいと委員の皆さんから積極的な意見もあったが、この協議会の役割としては、実施団体の登録や料金の協議を調べていくことが中心である。全体の中で、運営協議会の位置づけが示されることで、情報共有し、当運営協議会から公共交通に向けて提言等も将来的には可能になってくるのではないかと感じる。この点については、報告事項に近い内容であると思う。これから運営の中で、良い情報共有を行いながら進めていければと思っている。

5 協議事項

(1) 横浜市有償移動サービス運営指針改定について

(西尾会長) 国の通知に伴って、横浜市福祉有償移動サービス運営指針を改定するということだが、この点について質問や意見等はあるか。運送の対価が 1/2 から 8 割になるというところは、大きな変更点であるかと思う。

(白石委員) 1/2 から 8 割に変更になった点がよく分からないため、説明をお願いしたい。

(神奈川運輸支局) 資料 5 をご覧いただきたい。令和 5 年 12 月 28 日付通知「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いに係る考え方について」の中で、タクシー運賃の約 8 割であることが対価設定の目安の基準として示された。背景としては、福祉有償実施団体から「運営していくうえで費用的に苦しい思いをしている」との話があることや昨今の物価の上昇などが背景にある。運転者が不足しているという課題がある中で、費用面でカバーできればという背景がある。上限 8 割ということではあるが、通知に記載されている費用を確認していただきたい。実際に発生する費用がいくらあるため、対価の変更申請をしていただきたい。約 8 割まで上げられるという考え方ではなく、利用者の負担にも影響することなので、根拠となる費用の説明をしていただいた上で協議に諮るのが良いと思う。

(白石委員) タクシー料金の改定と連動するものではないのか。

(神奈川運輸支局) タクシーは、タクシー事業者等の要望等で不定期に改定している

が、今回の内容は、タクシー料金に連動したものではない。

(白石委員) 車両の種類については、セダン等に貨物車両が利用可能となっている。この点について説明をお願いしたい。

(神奈川運輸支局) この変更は、国から令和2年11月27日にでた事務連絡の通知で、それ以前は「貨物運送の用に供する自動車を除く」という記載があったが、この記載が削除された。以前の変更通知のため、背景等の説明資料が今は手持ちでない。セダン型の車両で貨物運送の用に供する自動車というものは一般的にない区分である。そのため、整理をした形の改正になると思う。

(白石委員) よく分からない。

(神奈川運輸支局) 貨物用の自動車に、車いす等を乗せるスペースがない訳でない。貨物用とは言え、座席は備えてある。有償運送を必要とされる方が利用することはできるため、あえて除外する必要はないという理由から削除したのではないかと考える。有償運送で利用できない車両ではない。

(白石委員) よく分からない。

(熊坂委員) 4ナンバーの車両で車いすを乗せる場合もある。だから対象としたのではないか。

(神奈川運輸支局) 利用することに不都合がないということである。

(事務局) 4ナンバーの車両でも。5ナンバーの車両でも、見かけ上はステーションワゴンのような形状をしているものがある。この通知ができる前は、貨物用で登録されている車両は使用することができなかった。一定のスペースが確保されて、利用者の方を安全に乗車させることが確認されれば登録することができるという内容の通知である。

(白石委員) ワゴン車のことか。

(事務局) 貨物登録しているライトバンがある。

(白石委員) 4ナンバーとは何か。

(事務局) 貨物用に登録している車両は、4または6から始まるナンバーとなる。乗用車の場合は、3または5、7から始まるナンバーで、見かけでは乗用のものと同じような形状の車両がある。その車両も国の通知では利用ができるという内容になる。

(白石委員) 了解した。

【イメージ写真】



ステーションワゴンのような形状の車だけを指すのではなく、1BOXタイプや2BOXタイプのボディーもライトバンに含まれます。

- (服部委員) タクシー料金の約8割と書いてあったが、4割や6割ではどうなのか。
- (神奈川運輸支局) 上限が8割であって、必ず8割にしてくださいということではない。
- (服部委員) 「約8割であること」という記載されている。この記載では8割にしないといけないのではないか。
- (事務局) 営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることを原則とすることを前提に、事業者が対価を設定する際の目安としてこの数字を確認し、料金変更申請時等に検討していただくための数字である。
- (服部委員) 今までほとんどの団体が1/2の範囲内でやってきた。突然8割になることはどうなのだろうか。
- (神奈川運輸支局) 利用者にとっては、今まで1/2の範囲の対価が上限8割となってしまうので負担になってしまう。利用者と福祉有償実施団体の間でコミュニケーションをとりつつ、理解してもらえよう料金を検討していただければと思う。団体運営が赤字になり、運営が立ち行かなくなってしまうと、利用者の移動の選択肢がなくなってしまう。それらのことを考慮して、制度上は8割まで対価の設定ができるようになった。
- (服部委員) 「タクシー料金の約8割であること」という表現が気になった。実施団体の中には、約8割でなくても大丈夫であるという団体もあると思う。「約8割」ではなく、「〇割から〇割であること」等の表現の方がより良いのではないか。
- (神奈川運輸支局) この通達を見ると「約8割であること」と言い切っているため、8割前後以外の対価は認めないという意味にも読めてしまうところは否めない。
- (熊坂委員) 詳細な料金の説明をする団体は少ないと思う。「うちはこの料金でやっています。納得がいけないなら他にお問い合わせください。」という団体もあれば、利用者のことを考えて料金の設定を検討する団体もある。今、説明があった通り、文章の解釈は難しい。団体と利用者が話し合い、検討できる関係が良いと思うが、利用者はなかなか言えない。実施団体が利用者の状況も考慮し、料金の設定を検討することが望ましい。条文そのものは大きな問題ではない。
- (白石委員) 約8割だと誰も利用しない。また事業者の方も、約8割だと儲かると思い、参入してくるところも多いと思う。約8割というのは問題があると思います。
- (西尾会長) 国からの改正の通知が発出されたことによって、横浜市福祉有償移動サービス運営指針の改定ということだが、説明があったとおり、上限8割という運用ではあるが、根拠となる費用の説明ができることすること。福祉有償運送は重要であるが、全国的にも車両台数は増えていない。非営利の移動支援のネットワークが国に要望をしていたということも聞いている。そのような背景があ

り、各運輸支局がヒアリングを行い、現状を把握した上で、このような方向性を示したのではないかと。パブリックコメントも募った上で、あまり否定的な意見はなかったと聞いている。

(白石委員) 自分の経験から、料金設定において、上限が最低限になってしまったと思う。

(西尾会長) このあと、料金変更申請の協議がある。いただいた意見等を踏まえ、協議してもらいたい。実態の把握をしていく必要があると思う。他に意見等がなければ、運営指針の改定については協議が調ったということによろしいか。

(白石委員) 国が決めたことだから仕方がない。

(西尾会長) 国の通知を基に、横浜市福祉有償移動サービス運営指針を改定することについては協議が調った。

(2) 道路運送法第79条登録団体の運賃変更に係る協議(11団体)

(門谷委員) 今回11団体から料金変更申請が出ているが、今回の国からの通知等は周知されているのか。どのくらい団体がこの通知について知っているのか。全団体に周知し、それで11団体が申請してきたのか。

(事務局) 全団体にこの通知等については周知している。そのうえで、今回11団体から申請があった。相談はいくつかあった。通知が発出され、今回が初めて開催される運営協議会である。他の団体は、今回の運営協議会の結果を踏まえて検討するかもしれない。

(西尾会長) 実施団体も慎重に検討している段階かもしれない。他はいかがか。

(鈴木委員) 今回、料金変更の内容を確認すると内容が様々である。運送の対価についても、国の通知が裏打ちになっていると思うが、前年度と比較すると大きく変わっている印象である。対応距離が短くなり、料金も上がっている感じがする。利用者にも影響がありそうだ。

(西尾会長) 公的な補助金等がある事業ではない。非営利で、共助のしくみをサポートするかたちで認める運送になる。基本的には、利用者が実費を負担する形になるため、料金が上がることは負担が増えることになると思う。その他、意見等あるか。意見等ないようであれば、申請のあった11団体の料金変更については、協議が調ったという事でよろしいか。

(委員) 異議なし。

(3) 道路運送法第79条登録団体の更新登録申請に係る協議(4団体)

(西尾会長) 有効期限を迎える4団体について、事務局から説明があった。意見等あるか。

(西尾会長) 意見等がなければ、協議が調ったということによろしいか。

(委員) 異議なし。

6 報告事項

(1) 道路運送法第79条登録団体の変更報告について

(西尾会長) 軽微な変更届出の報告であった。

(2) 福祉有償移動サービスにおける安全確保の確認について

(西尾会長) 令和6年1月から5月まで、令和6年度第2回の運営協議会更新対象団体を中心に確認訪問をした結果の報告であった。

(3) 横浜市福祉有償移動サービス輸送実績について

(西尾会長) 令和5年度の実績報告と8年間の記録の報告であった。この資料からも減少傾向にあることが分かる。運営の厳しさも実績に表れているように思う。減少傾向にあることは心配状態である。おそらくニーズは多くあると思うが、福祉有償運送でカバーされる領域が狭まっている理由は、ガソリン代の高騰や運転者不足が大きな原因になっていると思う。今回の国の改定も、このような背景があつてのことだと思う。運送の対価の値上げに伴い、利用控えがあるかもしれない。必要性に対応できていけないという点で、大変難しい問題だと思う。

(4) 令和5年度第2回横浜市福祉有償移動サービス運営協議会議事録

(西尾会長) 前回の協議会の報告であった。その他、何もないければ議事は以上である。

(終了)